

和歌山市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から、監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により別添のとおり公表する。

平成29年2月22日

和歌山市監査委員	伊藤隆通
同 上	森田昌伸
同 上	寒川篤
同 上	奥山昭博

平成 28 年度包括外部監査結果報告書

「雇用関連施策に関する財務事務並びに
公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉
サービスセンター及び
公益社団法人和歌山市シルバー人材センターの
出納その他事務について」

平成 29 年 2 月 13 日

和歌山市包括外部監査人

公認会計士 大澤 里美

【目次】

第1 包括外部監査の概要	1
【1】外部監査の種類	1
【2】選定した特定の事件（テーマ）	1
【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
【4】外部監査の方法	2
【5】外部監査の実施時期	3
【6】外部監査人補助者の資格と名称	3
【7】利害関係	3
第2 和歌山市の現状と計画等の概要	4
【1】和歌山市の人口動態	4
【2】和歌山市の長期計画等	4
【3】外郭団体等の管理と行政の効率化	6
第3 公益社団法人和歌山市シルバー人材センター	9
【1】概要	9
【2】実施手続	16
【3】結果及び意見	16
第4 公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター	22
【1】概要	22
【2】実施手続	32
【3】結果及び意見	32
第5 産業政策課（うち、労働者福祉及び雇用安定事業）	42
【1】総論	42
【2】実施手続	49
【3】結果及び意見	49
第6 こども未来部 子育て支援課及びこども家庭課	53
【1】総論	53
【2】実施手続	58
【3】結果及び意見	58

第1 包括外部監査の概要

【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37及び和歌山市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

【2】選定した特定の事件（テーマ）

1. 包括外部監査対象

雇用関連施策に関する財務事務並びに公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター及び公益社団法人和歌山市シルバー人材センターの出納その他事務について

2. 包括外部監査対象期間

平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

ただし、必要に応じて過年度及び平成28年度の一部についても監査対象とした。

【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由

我が国での少子高齢化が進行する中、和歌山市においても、人口減少が続いている。

労働力人口の減少、消費市場の縮小、地域経済の縮小が更なる人口減少を招く可能性があり、地域経済の活性化が必要となる。一方で、雇用情勢は有効求人倍率から見ても回復基調であるが、依然楽観できない状況であり、地域経済活性化のためにも雇用対策は重要な課題の一つである。そのための対策として、和歌山市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、総合戦略の中でも安定した雇用の創出を目標のひとつに掲げている。

このような状況のもと、和歌山市では、地域経済活性化のために、企業立地等の促進、中小企業者への支援、雇用・就労支援の充実、労働環境向上の支援等の施策を行っている。

その中で、特に労働者福祉・雇用安定対策については、公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター及び公益社団法人和歌山市シルバー人材センターを中心に、中小企業勤労者のための福利厚生の実充及び高齢者の就業機会の拡充と福利の増進、地域社会の活性化に寄与することを目指している。

和歌山市にとって重要な特定の分野に着目し、外郭団体等との適切な連携及び協働によりその分野の行政目的が効率的に達成できているかを検討することは重要な視点と考える。

上記のような背景から、労働者福祉・雇用安定関連施策に関する財務事務の執行

及び関連する外郭団体等、財政援助団体の出納その他の事務について、経済性・効率性・有効性の観点から総合的な検証を行うことは有用であり、監査テーマとして選定した。

【4】外部監査の方法

1．監査対象及び監査アプローチ

監査対象としては、産業部産業政策課、こども未来部子育て支援課及びこども家庭課の労働者福祉及び雇用安定事業に関連する施策、並びに公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター及び公益社団法人和歌山市シルバー人材センターとした。

和歌山市の労働者福祉・雇用政策は主として産業政策課が所管している。ただし、他課もその所管分野に関連する雇用対策関連事業を実施しており、事前の調査の結果、こども未来部子育て支援課及びこども家庭課の関連事業も対象とした。

また、産業政策課の関連事業においては外郭団体等である公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター及び公益社団法人和歌山市シルバー人材センターが重要な役割を果たすためこれらも対象とした。

2．監査要点

事務の執行が関係する法令や条例等に準拠しているかどうか
事務の執行が効率的かつ効果的に行われているかどうか
事務の執行にあたって十分な連携が行われているかどうか
事務の執行について、関連する事業と連携し効率的な計画と執行が行われているかどうか

3．実施した監査手続

関係する法令や条例等の根拠資料を入手し、事務手続が法令や条例等に準拠して行われているか検討した。

労働者福祉・雇用政策事業について担当者に質問するとともに、関連資料を閲覧した。

公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター及び公益社団法人和歌山市シルバー人材センターに往査し、現場視察を行うとともに、と同様の手続を行った。

なお、本報告書に記載した数値については、基本的には表示単位未満を切り捨てているが、入手した資料によっては四捨五入しているものをそのまま表記している

ものもある。したがって、表中の金額の合計と内訳が一致しない場合がある。

【 5 】 外部監査の実施時期

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日まで

【 6 】 外部監査人補助者の資格と名称

公認会計士	牧野康幸
公認会計士	寺川徹也
公認会計士	八木田光一
公認会計士	山岡正人
公認会計士	今井裕了
公認会計士試験合格者	岡本航太

【 7 】 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第2 和歌山市の現状と計画等の概要

【1】和歌山市の人口動態

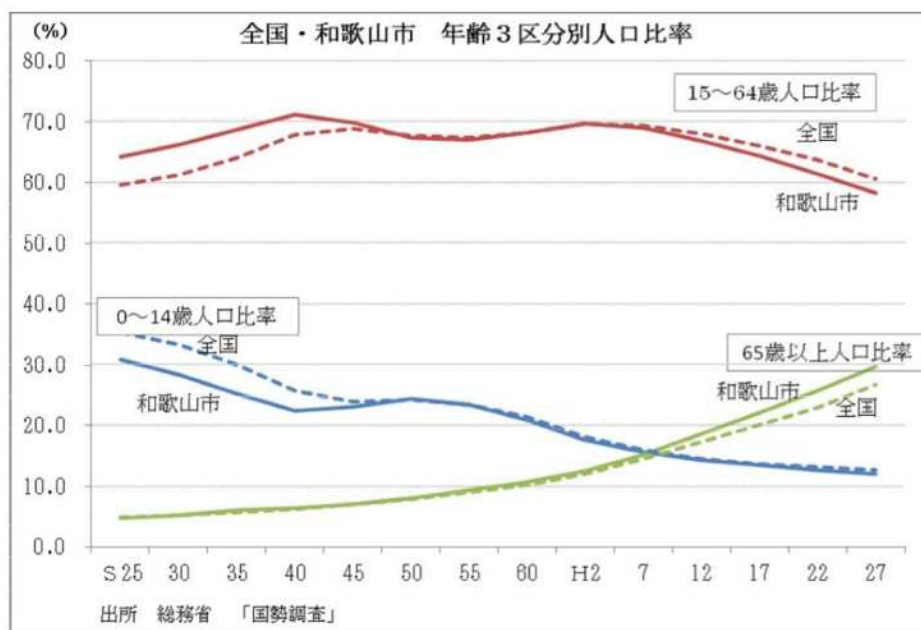
我が国の人口は平成20年をピークに減少に転じており、今後もさらに人口減少が続くと考えられている。

また人口構成においても65歳以上の高齢者が占める割合は全国平均で25%を超え、4人に1人が高齢者という状況である。

急激な人口減少・高齢化は多くの問題の原因となるが、その一つとして地域活動の担い手の減少による地域活力の低下が挙げられる。

和歌山市においても多くの地方都市と同様、全国平均を超える速度で人口が減少し、また高齢化が進んでいる。

(第5次和歌山市長期総合計画 基本計画(素案)より)



人口増減の要因は、近年は主として出生数の減少であるが、転出入の差もマイナスが続いており、地域社会としての魅力の向上が急務とされるところである。

【2】和歌山市の長期計画等

そのような状況下で市は平成26年度から4年間の第4次和歌山市長期総合計画 後期基本計画(以下後期基本計画)を策定しこれを推進している。

また平成 29 年度からの 10 年間に実施する第 5 次和歌山市長期総合計画 基本計画を策定予定であり、素案を公表中である。

そこでは女性・高齢者の労働参加として、市の現状としては女性の就業率が依然全国平均を下まわりその促進が必要であること、高年齢層の非労働力人口比率も全国水準に達しておらず、この世代が培ってきた技術や技能、そして貴重な経験は、次の世代にも生かされるべきものであり、その進展をサポートする必要があることなどが述べられている。

その改善のために、関連する分野別目標の 1 . 安定した雇用を生み出す産業が元気なまち 1 - 6 産業を支える「人」の確保、に関する取組方針として、方針 1 : 人材の確保と育成、方針 2 : 女性・高齢者など誰もが働きやすい環境づくり、方針 3 : 労働者福祉の充実と労働環境の向上のための支援を挙げている。

ただし、まちづくり指標としては有効求人倍率であり個別分野の指標はない。

現在実施中の個別の事業の基本となる計画及び指標としては、長期総合計画と両輪をなす、和歌山市まち・ひと・しごと創生総合戦略があり、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年計画として推進されている。

それを受け、5 つの分野で事務事業ごとの行政評価がされており、労働者福祉・雇用安定に関する分野については、「3 . 市民と地域がつくる元気なまち」の一部として以下の主要事業が挙げられ事業目標が設定されている。

< 取組 3151 > 雇用・就労支援の充実

- ・就業機会の確保等の支援事業
- ・シルバー人材センター運営補助事業
- ・若年者就職支援事業
- ・UIJ ターン就職支援事業

< 取組 3152 > 労働環境向上の支援

- ・雇用対策等事業
- ・勤労者生活資金融資事業 勤労者福祉サービスセンター運営交付金事業
- ・和歌山市人権啓発企業連絡会及び労働関係団体支援事業
- ・勤労者総合センター運営委託事業

【3】外郭団体等の管理と行政の効率化

自治体の活動について、「民間でできることは民間に委ねる」を基本とし民間事業者も含めた地域全体での活動により公共福祉の増進を図ることが重要とされている。市においても外郭団体等との協働や指定管理者制度の活用による行政活動の効率化を推進している。

市は一時、連結実質赤字比率が早期健全化基準を超えていたが、各種の効率化対策により、財政状況は改善している。

(第5次和歌山市長期総合計画 基本計画(素案)より)



行政業務に関する改革としては、平成28年度で91の指定管理者制度を導入することや事業の民間委託など様々な事務事業の見直しを行っている。これにより正規職員数は平成19年度から平成28年度までの10年間に508人削減している。

このような状況下で、行政目的を達成するためには外郭団体等や指定管理者制度を効率的に利用することが欠かせない。

しかし、複数の組織で目的を達成するためには、一般的に次の課題が生じやすい。

- ・業務が重複しかえって非効率となりがち
- ・業務分掌、責任と権限の設定が適切に機能せず、無責任体制になりがち
- ・組織が小規模化することにより、内部統制のレベルが下がりがち

本報告書の対象となる事業においては、取組3151 雇用・就労支援の充実の重要な部分を公益社団法人和歌山市シルバー人材センターに、取組3152 労働環境

向上の支援の重要な部分を公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンターに依存し、市はその運営費の一部を補助している。

また、公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンターは市の施設である和歌山市勤労者総合センターの指定管理者でもあり、公益社団法人和歌山市シルバー人材センターは和歌山市西庄ふれあいの郷の指定管理者である。

市は外郭団体等に係る経営健全化（自立化推進）計画（平成 22 年度～平成 25 年度）として、外郭団体等の経営健全化に関する取組みを進めた。

公益社団法人和歌山市シルバー人材センター及び公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンターの取組み結果は以下のとおりである。

【公益社団法人和歌山市シルバー人材センター】

市補助額

（単位：千円）

	計画による予測額	実績額
平成 22 年度	39,357	39,357
平成 23 年度	43,714	43,714
平成 24 年度	43,517	45,716
平成 25 年度	43,437	48,199
平成 26 年度		49,588
平成 27 年度		51,691

（出所：計画による予測額「経営健全化（自立化推進）計画（平成 22 年度～平成 25 年度）」、実績額「正味財産増減計算書」より）

健全化に向けた取組み

	所管課による 評価結果	外郭団体等による 評価結果
取組み数 7 件	評価 A 2 件 評価 B 5 件	評価 A 4 件 評価 B 2 件 評価 C 1 件

（出所：経営健全化（自立化推進）計画（平成 22 年度～平成 25 年）
取組結果報告より）

【公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター】

市交付金・委託料

(単位：千円)

	計画による予測額	実績額
平成 22 年度	交付金 56,356 委託料 37,739	交付金 56,222 委託料 32,984
平成 23 年度	交付金 53,501 委託料 37,611	交付金 53,432 委託料 37,461
平成 24 年度	交付金 54,796 委託料 38,292	交付金 53,496 委託料 37,414
平成 25 年度	交付金 55,876 委託料 38,852	交付金 53,863 委託料 36,716
平成 26 年度		交付金 53,300 委託料 38,172
平成 27 年度		交付金 57,641 委託料 39,979

(出所：計画による予測額「経営健全化(自立化推進)計画(平成 22 年度～平成 25 年度)」、実績額「正味財産増減計算書」)

健全化に向けた取組み

	所管課による 評価結果	外郭団体等による 評価結果
取組み数 16 件	評価 A 6 件 評価 B 9 件 評価 C 1 件	評価 A 6 件 評価 B 9 件 評価 C 1 件

(出所：経営健全化(自立化推進)計画(平成 22 年度～平成 25 年)
取組結果報告)

本報告書では市と外郭団体等との連携による効率化が進んでいるかを一つの検討の視点に置いた。

具体的な指摘内容は各組織の項目で詳述するが、必ずしも連携が適時でなく十分な継続的改善が実施できていない状況も発生している。

組織の重層化の副作用である課題を発生させず、効率性の向上を達成させるための検討を常に行うことが重要であろう。

第3 公益社団法人和歌山市シルバー人材センター

【1】概要

1. 法人概要

シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(以下「高年齢者雇用安定法」という。)に基づき、高年齢者等の就業機会の確保とその他福祉の増進を図ること等を目的として、全国各地に設立され、市では昭和56年2月27日に社団法人和歌山市シルバー人材センターとして設立された。なお、平成25年4月1日より公益社団法人に移行している。

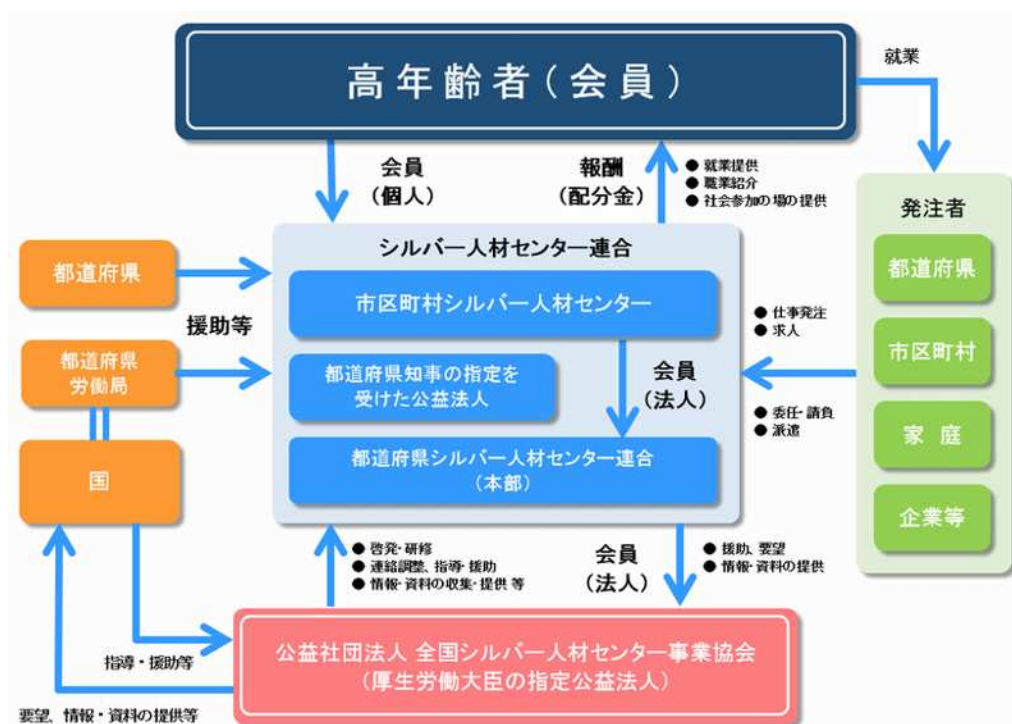
【法人概要】

所在地	和歌山市八番丁4番地 八番丁館1F
理事長	上島 勲
設立年月日	昭和56年2月27日
職員数	8名
会員資格	和歌山市に居住する者で原則として60歳以上の者
会費	年会費2,400円
担当課	産業政策課
市補助額	平成25年度 48,199千円 平成26年度 49,588千円 平成27年度 51,691千円

(出所：和歌山市シルバー人材センターより提供を受けた資料を基に監査人が作成)



<シルバー人材センターのしくみ>



(出所：全国シルバー人材センター事業協会ホームページより抜粋)

2. 設立目的・事業内容

和歌山市シルバー人材センターは、60歳以上の高齢者（会員）に相応しい臨時的就業かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務を家庭、企業、公共団体から請負、委任、労働者派遣事業の形式で引き受け、これを会員に提供する事業を行っている。また、地域社会の福祉の向上と地域の活性化を目的として、高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進のためのボランティア活動も積極的に行っている。

和歌山市シルバー人材センターの設立目的及び主な事業内容は次のとおりである。

【和歌山市シルバー人材センターの設立目的及び主な事業内容】

設立目的	和歌山市に居住する定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた就業で、臨時的就業かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。）に係るものの機会を確保し、及び高齢者に対して組織的に提供することにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与すること。
主な事業内容	臨時的就業かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。 臨時的就業かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は一般労働者派遣事業を行うこと。 高齢者に対し、臨時的就業かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。 高齢者のための臨時的就業かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。

(出所：和歌山市シルバー人材センター定款より)

3. 組織体制

役員の状況

(単位：人)

区分	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
常勤理事	2	2	2
非常勤理事	11	11	11
常勤監事	0	0	0
非常勤監事	2	2	2
合計	15	15	15

出所：和歌山市シルバー人材センターより提供を受けた資料を基に監査人が作成)

職員の状況

(単位：人)

区分	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
法人職員	7	7	7
(うち市OB)	0	0	0
(うち市出向者)	1	1	1
法人嘱託職員	1	1	3
合計	8	8	10

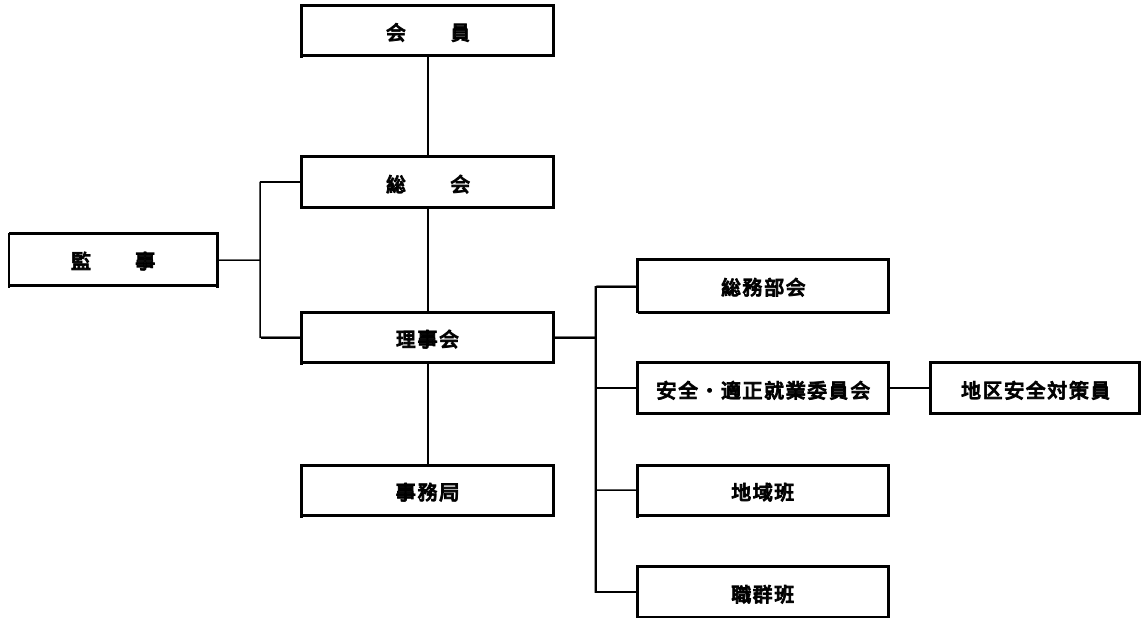
出所：和歌山市シルバー人材センターより提供を受けた資料を基に監査人が作成)

和歌山市シルバー人材センターでは、現在プロパー職員の採用は行っていない。平成27年度末時点で在籍しているプロパー職員5名の平均年齢は55.6歳であり、平成28年度末には1名の退職予定者が存在する。今後、平成29年度から平成35年度にかけて退職予定者がおり、平成35年度末をもって、現状のままでは当センターのプロパー職員はゼロとなってしまう状況である。和歌山市シルバー人材センターでは、組織を運営していく上での人事体制を喫緊の課題と考えている。

機構図

平成27年度シルバー人材センター機構図

平成27年7月現在



(出所：和歌山市シルバー人材センター機構図より)

4. 計画

和歌山市シルバー人材センターでは、中長期計画を策定している。計画の内容は次のとおりである。

中長期計画

中長期計画は、和歌山市シルバー人材センターの更なる発展と、高齢者の健康で生きがいのある生活を実現し、同時に地域社会の進展に寄与できることを目的として平成27年3月26日に策定された。計画期間は、平成26年度から平成29年度までの4か年で、計画の目標数値と平成27年度末までの進捗状況は次のとおりである。

【中長期計画（平成26年度～平成29年度）進捗状況】

(単位：千円)

	平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	目標数値	実績値	達成率	目標数値	実績値	達成率	目標数値	実績値	達成率	目標数値	実績値	達成率
会員数	770	594	77.1%	1,200	623	51.9%	1,630			2,310		
粗加入率	0.6%	0.5%	83.3%	0.9%	0.5%	55.6%	1.2%			1.8%		
受託金額	173,900	173,731	99.9%	185,100	175,727	94.9%	196,400			207,700		
派遣契約金額	2,400	5,824	242.7%	4,800	4,905	102.2%	7,200			10,000		
受託件数	2,300	2,281	99.2%	2,400	2,267	94.5%	2,500			2,600		
就業率	75.0%	76.8%	102.4%	78.0%	77.7%	99.6%	81%			83%		

(出所：和歌山市シルバー人材センターより提供を受けた資料を基に監査人が作成)

中長期計画進捗状況より、会員数について平成 27 年度末の達成率が 51.9%と他の指標に比べ大幅に低くなっている。これは、粗加入率が中長期計画の最終年度となる平成 29 年度に全国平均値である 1.8%（平成 26 年度実績比約 3.6 倍）に引き上げることを目標として目標数値が設定されており、各年度の目標数値が非常に高い目標数値となっているためである。（粗加入率とは、会員数を 60 歳以上の人口で除した値である。会員数の目標数値は、市の 60 歳以上の人口に粗加入率を乗じて算出されている。）

5. 会員数、財務状況の推移

和歌山市シルバー人材センターの過去 5 年間の会員数、貸借対照表及び正味財産増減計算書の実績要約は次のとおりである。

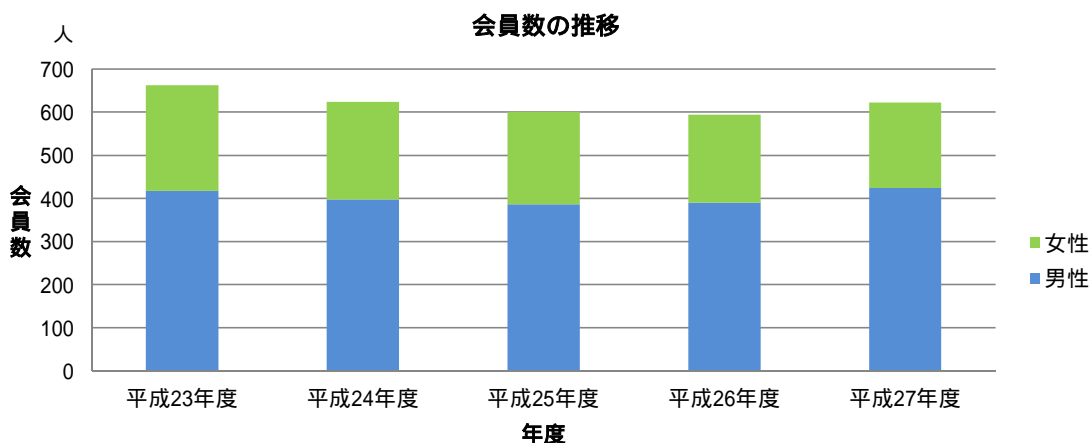
< 会員数 >

会員数の推移（年度末現在）

（単位：人）

年度	会員数		
	全体	男性	女性
平成23年度	663	417	246
平成24年度	624	397	227
平成25年度	601	386	215
平成26年度	594	390	204
平成27年度	623	424	199

（出所：全国シルバー人材センター事業協会の年度別統計より監査人作成）



（出所：全国シルバー人材センター事業協会の年度別統計より監査人作成）

< 財務状況 >

財政状態の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
現金預金	20,019	14,283	11,980	16,751	19,325
未収金	14,932	17,666	17,012	14,089	14,083
前払金	1,839	41	2,001	1,809	2,013
流動資産合計	36,790	31,991	30,994	32,649	35,421
退職給付引当資産	13,887	17,266	21,517	21,517	21,517
特定資産合計	13,887	17,266	21,517	21,517	21,517
建 物	842	758	673	589	505
車輛運搬具	493	328	158	0	0
什器備品	374	300	223	152	382
保証金	130	130	130	130	130
預託金	44	44	48	48	48
その他固定資産合計	1,883	1,560	1,232	919	1,065
固定資産合計	15,770	18,827	22,749	22,435	22,582
資 産 合 計	52,560	50,817	53,743	55,084	58,003
未払金	15,420	13,873	12,929	13,179	13,057
預り金	8,047	6,272	6,495	3,883	3,269
流動負債合計	23,467	20,145	19,424	17,062	16,326
退職給付引当金	13,887	17,266	21,517	17,737	17,837
固定負債合計	13,887	17,266	21,517	17,737	17,837
負 債 合 計	37,354	37,412	40,941	34,800	34,163
指定正味財産	-	-	-	-	-
一般正味財産	15,206	13,406	12,802	20,285	23,840
(うち、特定資産への充当額)	13,887	-	-	-	-
正味財産合計	15,206	13,406	12,802	20,285	23,840
負債及び正味財産合計	52,560	50,817	53,743	55,084	58,003

(出所：和歌山市シルバー人材センターより提供を受けた資料を基に監査人が作成)

平成23年度において、特定資産への充当額として13,887千円計上されているが、これは職員の退職金のための特定資産を計上したためである。

また、平成26年度において、退職給付引当金が3,780千円減少しているが、これは、コスト削減の一環として、職員の給与規程改定を平成26年3月26日に行い、退職手当算定に係る給料月額に乗じる率が減じられたためである。

損益の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
受取配分金	153,144	139,609	134,808	142,474	143,343
受取材料費等	21,904	19,155	19,178	18,382	19,364
受取事務費	12,154	11,134	10,854	12,875	13,020
労働者派遣事業等受託収益	-	-	-	448	526
正会員受取会費	1,487	1,423	1,383	1,374	1,392
受取連合交付金	7,100	7,100	7,100	7,280	10,750
受取市補助金	43,714	45,716	48,199	49,588	51,691
緊急雇用創出事業収益	6,232	-	-	-	-
特定資産受取利息	2	2	2	2	2
受取利息	0	-	0	0	0
雑収益	35	14	25	1	23
経常収益計	245,772	224,154	221,548	232,424	240,110
支払配分金	153,144	139,609	134,808	142,474	143,343
支払材料費等	18,654	14,838	15,479	14,986	15,574
役員報酬	2,744	2,796	2,883	2,884	2,887
給料手当	38,722	40,528	41,204	43,362	44,948
臨時雇賃金	1,613	1,498	1,558	1,621	1,537
法定福利費	6,473	8,116	8,647	9,167	9,763
退職給付費用	2,088	5,481	6,348	2,136	2,236
福利厚生費	600	131	143	94	91
会議費	17	25	16	19	18
旅費交通費	338	270	145	116	125
通信運搬費	1,493	1,456	1,393	1,597	1,462
減価償却費	322	322	314	314	178
什器備品費	108	58	86	143	700
消耗品費	2,438	1,725	1,114	1,010	2,033
修繕費	687	1,113	565	874	1,010
印刷製本費	987	596	688	728	866
光熱水料費	166	167	226	482	361
賃借料	3,740	1,876	1,830	1,807	1,801
保険料	2,090	2,047	2,001	2,327	2,267
諸謝金	210	220	222	248	2,580
租税公課	589	515	519	566	851
組織活動助成費	54	45	44	45	51
支払負担金	291	255	255	255	273
委託費	557	1,054	472	409	502
教材費	40	132	135	-	59
支払手数料	691	670	689	673	676
貸倒損失	-	-	-	40	4
就業開拓員賃金	2,864	-	-	-	-
雑費	458	410	402	344	359
経常費用	242,176	225,954	222,184	228,721	236,556
経常損益	3,596	1,800	636	3,704	3,555
経常外損益	8,674	-	32	3,779	-
当期純損益	12,270	1,800	604	7,483	3,555

(出所：和歌山市シルバー人材センターより提供を受けた資料を基に監査人が作成)

市からの補助金が人件費相当額となっており、職員の高齢化により人件費が増加しているため、補助金の額も年々増加傾向にある。平成26年度及び平成27年

度は、経常損益が黒字となっているが、これは 財務状況の推移にある職員給与規程の改定に伴い、退職給付費用が減少したことによる影響が大きく、受託事業の契約金額の増加により経営が改善しているとはいえない状況となっている。

【 2 】実施手続

- ・和歌山市シルバー人材センターにおける業務や管理について担当者へのヒアリング
- ・業務の流れについての関連法令及び決裁文書等の閲覧
- ・理事会議事録の閲覧
- ・固定資産の現物確認の実施

【 3 】結果及び意見

1. 今後の和歌山市シルバー人材センターの取組みについて（意見）

和歌山市シルバー人材センターは、長年、職員の補充が行われていない状況である。このような状況のなか、和歌山市シルバー人材センターでは前述の中長期計画を達成するために「会員数の増加」、「受託事業の拡大」、「安全・適正就業に関する事業の実施」を三本柱として様々な取組みを行っている。

具体的な取組みとしては、「会員数の増加」については出張入会説明会や1人1会員増強運動、「受託事業の拡大」については派遣業務開拓のためのコーディネーターの設置、「安全・適正就業に関する事業の実施」については、会員による安全巡回パトロール等である。

しかし、前述のように会員数について、中長期計画と実績には大幅な乖離が生じている状況であり、本来であれば、より効果的な取組みを検討すべきと考えられる。例えば、他の市町村での取組みを分析し、和歌山市シルバー人材センターの状況に合致するような取組みは積極的に取り入れ、更なる会員数拡大の機会等を目指すことが考えられる。

そこで、他のシルバー人材センターの取組みを分析しているかをヒアリングしたところ、「联合会や協会の機関情報誌等を通じて、他のシルバー人材センターの情報は得ているが、独自で他のシルバー人材センターの取組みの分析は行っていない。」とのことであった。そこで、監査人独自に他市町村のシルバー人材センターの取組み状況を調査したところ、厚生労働省が『取組みに創意工夫が見られる』として他市町村のシルバー人材センターの事例を紹介していた。和歌山市シルバー人事センターにとって参考となりそうな取組みを抜粋した。

他のシルバー人材センターの取組事例

目的	他のシルバー人材センター取組事例
会員数の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント等への参加や各マスコミ等への取材協力にて活動内容を啓発周知（甲賀市ＳＣ） ・「シルバーフェア」を開催（守口市ＳＣ） ・中心市街地での街頭活動（伊丹市ＳＣ） ・地元FM局による広報（伊丹市ＳＣ） ・シルバーフェスティバルやシルバー文化作品展開催によるPR（伊丹市ＳＣ）等
受託事業の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・理事による事業所や発注者訪問活動（草加市ＳＣ、守口市ＳＣ） ・会員一人一開拓運動を推進、シルバー人材センターの利用勧奨に取り組む（上田地域ＳＣ） ・就業開拓員等による企業訪問や家庭訪問など、仕事の出来栄への聞き取り調査を実施、かつシルバー人材センターのPRも実施（守口市ＳＣ）等
安全・適正就業に関する事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯メールを活用した就業情報提供（上田地域ＳＣ） ・公平性の担保 未就業会員への優先的就業提供（福井市ＳＣ） ・未就業会員への声かけ（上田地域ＳＣ） ・就業相談会を実施し、会員の詳細な希望等の把握（守口市ＳＣ） ・公開受注簿で、受注状況を常に公開（守口市ＳＣ）等

（出所：厚生労働省HP「シルバー人材センターによる取組事例と工夫一覧表」より監査人作成）

経営改善のためには、このような事例を和歌山市シルバー人材センターとして適用できるか検討し、もしそのために新規の人員や投資が必要であり、市の支援が必要であれば市にその有効性を説明しなければならないが、後述する第5【3】3. 和歌山市シルバー人材センターの経営改善計画について（意見）に記載のとおり、調査日（平成28年12月）時点において市と合意できる計画は策定できていない。

その一方で、上記他のシルバー人材センターが行っている取組みを見たところ、現状の和歌山市シルバー人材センターを構成する人員（理事、職員、会員）でも実施できる取組みが一定、存在すると考えられる。

今後は他のシルバー人材センターの取組み等の分析をより充実し、事業目標を達成しうる具体的な対策を含む経営改善計画を早期に策定するために、理事及び会員を含めた和歌山市シルバー人材センター全体で対応策を検討すべきである。

2. 財務諸表項目について

(1) 財務諸表において賞与引当金を計上すべき(結果)

和歌山市シルバー人材センターは、6月1日と12月1日（以下、「基準日」という）にそれぞれ在籍する職員に対して、各基準日の属する月の給与規程で定める日に期末手当と勤勉手当を支給しているため、支給対象期間（12月から5月）と会計期間（4月から3月）に2か月間のズレがある。したがって、3月末時点では12月～3月までの4か月分の期末手当及び勤勉手当が発生している状況であるが、和歌山市シルバー人材センターは過年度より、当該手当に対する引当金（いわゆる賞与引当金）を計上していない。

しかし、和歌山市シルバー人材センターは財務規程第3条にて、公益法人会計基準（平成20年基準）を採用しており、当該基準は賞与引当金の計上を要請している。（公益法人会計基準に関する実務指針（その2））

以上より、費用と収益の適切な期間対応を図り、法人運営の効率性の的確な把握を行うためにも、賞与引当金を計上すべきである。

なお、平成 27 年度末は賞与引当金が 3,778,816 円、当該引当金にかかる法定福利費の未払費用が 583,526 円計上不足となっていた。

(2) 財務諸表において附属明細書を作成すべき(結果)

公益法人会計基準第 6 条 2 によれば、全ての公益法人には、附属明細書の作成義務があり、次の項目を記載しなければならないとされている。

- ・基本財産及び特定資産の明細
- ・引当金の明細

なお、同条項にて財務諸表の注記に記載している場合には、その旨の記載をもって内容の記載は省略することができるともされている。

「公益法人会計基準」の運用指針における附属明細書の様式は次のとおりである。

(5) 附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	土地				
	建物				
	…				
	…				
	基本財産計				
特定資産	退職給付引当資産				
	○積立資産				
	…				
	…				
	特定資産計				

(記載上の留意事項)

- ・ 基本財産及び特定資産について、財務諸表の注記に記載をしている場合には、その旨を記載し、内容の記載を省略することができる。
- ・ 重要な増減がある場合には、その理由、資産の種類の詳細な内容及び金額の脚注をするものとする。

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金					
…					

(記載上の留意事項)

- ・ 期首又は期末のいずれかに残高がある場合にのみ作成する。
- ・ 当期増加額と当期減少額は相殺せずに、それぞれ総額で記載する。
- ・ 「当期減少額」欄のうち、「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、その理由を脚注する。
- ・ 引当金について、財務諸表の注記において記載している場合には、その旨を記載し、内容の記載を省略することができる。

(出所:「公益法人会計基準」の運用指針12(5)より)

和歌山市シルバー人材センターでは、過年度より 特定資産として退職給付引当資産、引当金として退職給付引当金が計上されているため、附属明細書を作成し、明細を開示しなければならない。しかし、和歌山市シルバー人材センターは過年度より附属明細書を作成していない。

作成していない理由をヒアリングしたところ、上記二つとも注記に記載している

ため作成する必要はないと判断していたとのことであった。

この点、特定資産について財務諸表の注記(2)において、下記のとおり記載されているが、「財務諸表の注記に記載しているため、附属明細書を作成していない」という旨の記載はされていない。

(2) 特定資産の増減及びその残高
特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)				
科 目	前期残高	当期増加額	当期減少額	当期残高
特定資産				
退職給付引当資産	21,516,553	0	0	21,516,553
合 計	21,516,553	0	0	21,516,553

(出所：平成 27 年度財務諸表に対する注記より)

一方、退職給付引当金について注記には次のとおり記載されているが、「特定資産の負債に対応する額」として残高が記載されているのみであり、「公益法人会計基準」の運用指針の様式に沿った形での開示は行われていない。

(3) 特定資産の財源等の内訳
特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
特定資産				
退職給付引当資産	21,516,553	(0)	(0)	(17,837,076)
合 計	21,516,553	0	0	17,837,076

(出所：平成 27 年度財務諸表に対する注記より)

以上より、和歌山市シルバー人材センターは、附属明細書を作成し、特定資産については財務諸表に注記している旨の記載を行うべきである。また、引当金については明細を記載し、適切な開示を行うべきである。

3. 財産の管理状況について(結果)

和歌山市シルバー人材センターでは、財務規程にて各種財産(手許現金、固定資産、物品等)の適切な管理を行うことを定めている。しかし、財産の管理状況についてヒアリング及び資料の閲覧を実施したところ、下記のような状況であった。

手許現金について

和歌山市シルバー人材センターでは、財務規程第 24 条にて日次で現金を現金出納帳の有高と照合しなければならないと定めている。しかし、現金出納帳を確認したところ、日次で照合した証跡はなく、年度末に事務局長の押印がされているのみであった。担当者にヒアリングしたところ、日次で現金(現物)と現金出納帳の照合を実施しているとのことであるが、照合した結果を記録として残しておらず、照合が実施されたかどうかは不明であった。

手許現金については担当者が日次で照合した後、現金出納簿へ押印する等照合し

た結果を残すべきである。また、担当者の照合状況をモニタリングするため、上長は月次で照合状況を確認すべきである。

固定資産について

和歌山市シルバー人材センターでは、財務規程第 44 条にて年 1 回の固定資産の実査を行うことを定めている。しかし、過年度より固定資産の実査を行っていなかった。

固定資産については、財務規程に従い、少なくとも年 1 回、実査を行うべきである。

物品（郵券等の証紙類）について

郵券等の証紙類について、和歌山市シルバー人材センターでは、財務規程第 48 条にて年 1 回現物照合をすることを定めている。しかし、平成 27 年度は行われていなかった。また、郵券について管理簿を閲覧したところ、100 枚単位で払い出しが行われていた。当該状況をヒアリングしたところ、担当者がいつでも送付できるよう余分に枚数を払い出していたとのことであった。

郵券等の証紙類は、換金性の高い現金等価物であることに留意し、規程どおり年 1 回現物照合を行うべきである。また、切手については必要性を確認したうえで、必要枚数だけを払い出す等の対応をすべきである。

物品（郵券等の証紙類以外の物品）について

物品を購入した際には、納品時に注文したものが納品されたかどうか現物照合を行う必要があるが、納品書等を閲覧したところ、担当者の押印等の証跡は残っておらず照合されたかどうか不明な状態であった。

財務規程等を遵守し、購入伺い、納品照合、台帳管理（備品台帳、貸与品整理簿、消耗品受払簿、材料品受払簿等）を行い、適切に在庫管理を行うべきである。

以上、手許現金・固定資産・物品の財産は法人運営の経営資源でありその管理を適切に行うことは、事業を進めていく上で重要な業務プロセスである。したがって、財務規程等に基づいて適切に管理を行うべきである。

第4 公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター

【1】概要

1. 法人概要

公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下、「サービスセンター」という。）は、市内の中小企業振興策の一環として、勤労者等の福祉の向上を図ることを目的として、平成2年10月1日に財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンターとして設立され、市からの交付金と会員からの会費で運営されている。なお、平成23年4月1日より公益財団法人に移行している。

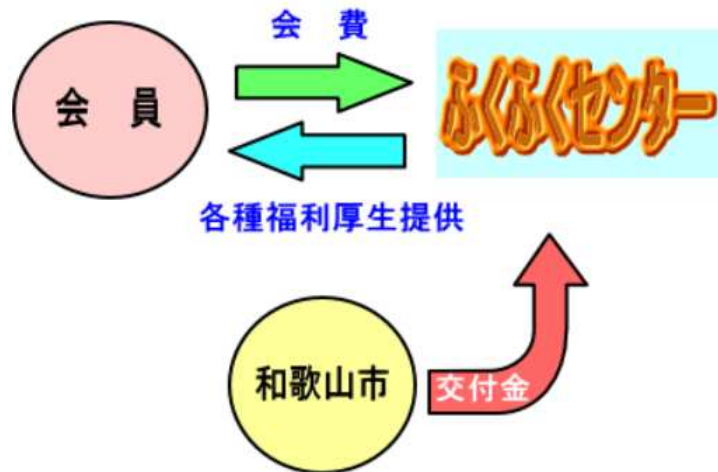
【法人概要】

所在地	和歌山市西汀丁34番地（和歌山市勤労者総合センター1F）
理事長	林 正義
設立年月日	平成2年10月1日
職員数	11名
会員資格	市内の中小企業（従業員300人以下）に勤務する勤労者及び事業主 市内に居住し、市外の中小企業に勤務する勤労者（個人での加入になる）
会費	会員1人につき、入会金500円、月額1,000円
担当課	産業政策課
市交付金	平成25年度 53,863千円 平成26年度 53,300千円 平成27年度 57,641千円

（出所：サービスセンターより提供を受けた資料を基に監査人が作成）



< サービスセンターの仕組み >



(出所：サービスセンターホームページより抜粋)

(注：「ふくふくセンター」は、サービスセンターの愛称である。)

2. 設立目的・事業内容

設立目的は、サービスセンター定款 第3条に次のとおり定めている。

センターは、和歌山市内の中小企業に勤務する勤労者と事業主及び和歌山市（以下「市」という。）に居住し市外の中小企業に勤務する勤労者、並びにその家族及び市民（以下「中小企業勤労者等」という。）に対し、総合的な福祉事業を行い、中小企業勤労者等の生活の向上及び中小企業の振興に寄与することを目的とする。

(出所：サービスセンター定款 第3条より抜粋)

また、事業内容は、事業報告書より次のとおりとなっている。

(1) 公益目的事業

事業名	事業内容
<p>斡旋事業</p>	<p>中小企業の勤労者等が、生活資金の融資等・健康の維持増進・老後の生活安定・自己啓発・余暇活動に関する事業を一般より低廉な価格で各種斡旋を行う。</p> <p>1 生活資金融資等斡旋事業</p> <p>(1) 近畿労働金庫との提携で、和歌山市で行っているライフアップローンと同等条件で目的資金の融資を受けることができる事業</p> <p>(2) 全労済との提携で、万一に備え必要な信用補償が確保できるようにし、安心できる生活をバックアップする事業</p> <p>(3) 和歌山市ファミリー・サポート・センターとの提携で、子育ての援助を斡旋する事業</p> <p>(4) 法律事務所との提携で、民事（土地家屋の相続、交通事故等）に関する法律相談を無料で提供する事業</p> <p>(5) 会計事務所との提携で、税務・会計相談を無料で提供する事業</p> <p>2 健康維持増進斡旋事業</p> <p>(1) 薬品販売会社との提携で、健康の維持増進の一環として、家庭常備薬及び健康管理関連商品等を提供する事業</p> <p>3 老後生活安定斡旋事業</p> <p>(1) 国の中小企業退職金共済事業本部との提携で、退職金制度を持つことが困難な中小企業に、大企業と同じような退職金を支払うことができることを目的とした国の制度を斡旋する事業</p> <p>4 余暇活動斡旋事業</p> <p>(1) 東京海上日動火災保険株式会社との提携で、自動車を購入する際に信頼できる最寄りのディーラーを紹介し、有利な条件・サービスで購入できるように斡旋する事業</p>
<p>補助事業</p>	<p>中小企業の勤労者等が、健康の維持増進・自己啓発・余暇活動に関する事業を一般より低廉な価格で利用できるよう補助を行う。</p> <p>1 健康維持増進補助事業</p> <p>(1) 健康講座補助事業</p> <p>(2) 定期健康診断及び生活習慣病予防検診補助事業</p> <p>(3) 健康施設の利用補助及びチケット補助</p> <p>2 自己啓発補助事業</p>

	<p>3 余暇活動補助事業</p> <p>(1) 余暇主催補助事業</p> <p>(2) 文化教養補助事業</p> <p>(3) 旅行等補助事業</p> <p>(4) 各種チケット補助事業</p> <p>(5) 旅行宿泊補助事業</p> <p>(6) スーツケースレンタル事業</p> <p>(7) 和歌山市勤労者総合センター会議室利用補助事業</p> <p>(8) 自動車学校の割引利用補助事業</p>
セミナー事業	<p>中小企業の勤労者等に、老後の生活の安定及び財産形成支援等に関する各種セミナーを一般より低廉な価格又は無料で東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社と提携し行う。</p> <p>1 老後生活安定セミナー事業</p> <p>2 財産形成支援等セミナー事業</p>
和歌山市勤労者総合センター主催事業	<p>勤労者に対し、勤労者の福祉の増進及び勤労意欲の向上並びに教養文化の向上を図るため、低廉な受講料で各種文化教室を開催する。</p>

(2) 共済給付事業

事業名	事業内容
共済給付事業	<p>中小企業の勤労者が、安心して働ける環境を重要な柱とし、勤労者の相互扶助の精神で給付事業を行う。</p> <p>1 結婚祝金</p> <p>2 出産祝金</p> <p>3 入学祝金(小学・中学)</p> <p>4 成人祝金</p> <p>5 結婚記念祝金</p> <p>6 永年在会祝金</p> <p>7 傷病見舞金</p> <p>8 障害見舞金</p> <p>9 死亡弔慰金</p> <p>10 住宅災害見舞金</p>
加入促進事業	<p>事業内容等の情報の提供、未加入事業所の加入促進を図るため広報事業を行う。</p>

和歌山市 勤労者総合センター貸館事業	勤労者等に対し、勤労者の福祉の増進、教養文化の向上、余暇利用の充実を図るため、和歌山市勤労者総合センター貸館事業を行う。
-----------------------	--

(出所：サービスセンターより提供を受けた資料を基に監査人が作成)

3. 組織体制

役員の状況

(単位：人)

区分	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
常勤理事	1	1	1
非常勤理事	8	8	8
常勤監事	0	0	0
非常勤監事	2	2	2
合計	11	11	11

(出所：サービスセンターより提供を受けた資料を基に監査人が作成)

職員の状況

(単位：人)

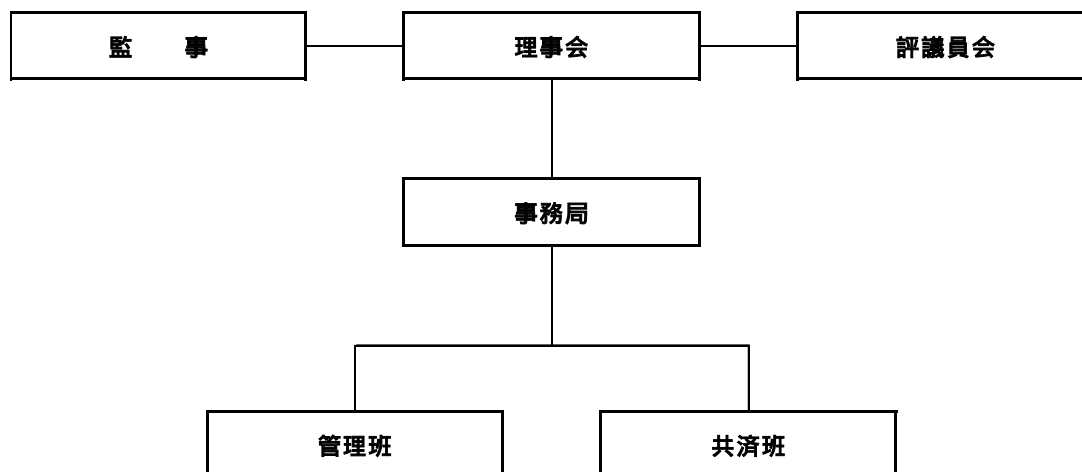
区分	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
法人職員	10	10	10
(うち市OB)	0	0	0
(うち市出向者)	1	1	1
法人嘱託職員	1	1	1
合計	11	11	11

(出所：サービスセンターより提供を受けた資料を基に監査人が作成)

組織図

(公財)和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター 組織図

平成28年4月1日現在



(出所：サービスセンターより提供を受けた資料を基に監査人が作成)

4. 計画

サービスセンターにおいては、各年度ごとの事業実施計画及びそれに伴う予算を取りまとめた事業計画のみを策定している。

事業計画

サービスセンターにおける事業計画は、2. 設立目的・事業内容に記載された事業内容について詳細に計画を行っており、それを年度初めに公表している。

5. 会員数、財務状況の推移

サービスセンターの過去5年間の会員数、会員動向調書、貸借対照表及び正味財産増減計算書(予算・実績)の実績要約は次のとおりである。

< 会員数 >

会員数の推移（各年度末現在）

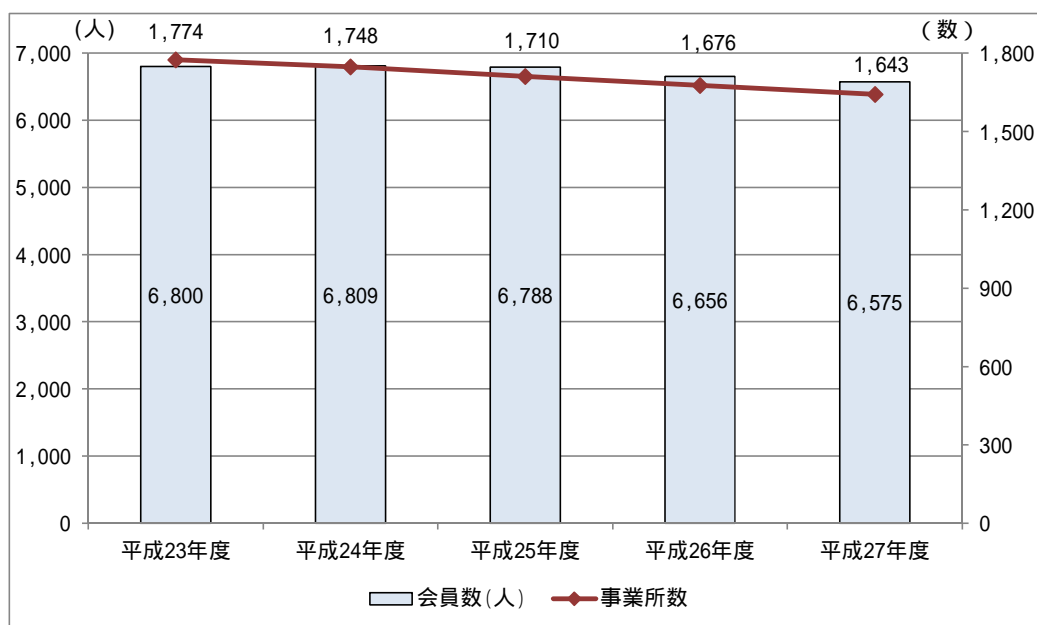
年度	事業所数	会員数（人）	比較増減	
			事業所数	会員数（人）
平成23年度	1,774	6,800	18	77
平成24年度	1,748	6,809	26	9
平成25年度	1,710	6,788	38	21
平成26年度	1,676	6,656	34	132
平成27年度	1,643	6,575	33	81

（出所：平成 27 年度事業報告書より抜粋）

会員動向調査（各年度末現在）

年度	事業所数				会員数（人）			
	新規入会	退会	差引	年度末数	新規入会	退会	差引	年度末数
平成23年度	87	105	18	1,774	767	690	77	6,800
平成24年度	69	95	26	1,748	627	618	9	6,809
平成25年度	54	92	38	1,710	558	579	21	6,788
平成26年度	40	74	34	1,676	535	667	132	6,656
平成27年度	38	71	33	1,643	541	622	81	6,575

（出所：平成 27 年度事業報告書より抜粋）



上記推移からわかるように、年々、会員数が減少している。これは、従業員が少数の事業所（概ね従業員 5 人未満）が全体の約 8 割を占めていることから、廃業による事業所自体の減少、及び事業所自体でのサービスセンターの利用を取りやめることにより減少している。

< 財務状況 >

貸借対照表 (要約)

(単位：円)

	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	26,226,601	26,061,452	30,629,024	34,497,763	31,794,325
その他	3,040,884	8,024,984	3,558,744	3,480,315	4,782,831
流動資産合計	29,267,485	34,086,436	34,187,768	37,978,078	36,577,156
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
定期預金	69,000,000	69,000,000	69,000,000	69,000,000	69,000,000
基本財産合計	69,000,000	69,000,000	69,000,000	69,000,000	69,000,000
(2) 特定資産					
永年在会積立資産	25,663,180	22,093,430	21,080,430	19,902,680	18,818,180
中期利付国債(2年)	30,009,000	30,006,750	30,002,250	30,020,250	30,006,750
記念事業積立資産	34,906,190	27,206,190	27,206,190	27,206,190	23,756,190
事業システム積立資産	20,000,000	17,980,000	15,959,000	13,879,000	11,799,000
減価償却引当資産	3,219,208	3,234,889	3,056,437	3,351,294	3,417,966
退職給付引当資産	8,528,720	8,528,720	8,528,720	8,528,720	8,528,720
特定資産合計	122,326,298	109,049,979	105,833,027	102,888,134	96,326,806
(3) その他固定資産	840,812	838,886	519,338	224,481	157,809
固定資産合計	192,167,110	178,888,865	175,352,365	172,112,615	165,484,615
資産合計	221,434,595	212,975,301	209,540,133	210,090,693	202,061,771
負債の部					
1. 流動負債					
前受会費	20,682,000	20,688,000	20,652,000	20,322,000	19,914,000
その他	6,767,278	9,973,105	8,942,161	11,045,639	8,447,612
流動負債合計	27,449,278	30,661,105	29,594,161	31,367,639	28,361,612
2. 固定負債					
退職給付引当金	8,528,720	8,528,720	8,528,720	8,528,720	8,528,720
固定負債合計	8,528,720	8,528,720	8,528,720	8,528,720	8,528,720
負債合計	35,977,998	39,189,825	38,122,881	39,896,359	36,890,332
正味財産の部					
1. 指定正味財産	35,000,000	35,000,000	35,000,000	35,000,000	35,000,000
(うち基本財産への充当額)	(35,000,000)	(35,000,000)	(35,000,000)	(35,000,000)	(35,000,000)
2. 一般正味財産	150,456,597	138,785,476	136,417,252	135,194,334	130,171,439
(うち基本財産への充当額)	(34,000,000)	(34,000,000)	(34,000,000)	(34,000,000)	(34,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(113,797,578)	(100,521,259)	(97,304,307)	(94,359,414)	(87,798,086)
正味財産合計	185,456,597	173,785,476	171,417,252	170,194,334	165,171,439
負債及び正味財産合計	221,434,595	212,975,301	209,540,133	210,090,693	202,061,771

(出所：サービスセンターより提供を受けた資料を基に監査人が作成)

会員数の減少に伴い、特定資産の永年在会積立資産(サービスセンター会員歴が長期(10年/20年)にわたる会員に対して祝金を給付するための資産の積立)及び前受会費(会費について3か月ごとに向こう3か月分を前受で受領)は年々減少傾向にある。

なお特定資産のうち、中期利付国債(2年)については、【3】結果及び意見の5.を参照のこと。

正味財産増減計算書（要約）

（単位：円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
（1）経常収益					
基本財産運用益	28,700	24,264	22,200	21,727	21,700
特定資産運用益	62,010	44,524	34,000	28,418	24,006
受取負担金	83,616,500	83,717,500	83,358,000	82,400,500	81,658,500
事業収益	46,257,221	42,376,448	42,524,786	43,730,669	45,153,690
受取補助金等	53,432,266	53,495,691	53,862,728	53,299,738	57,640,996
雑収益	3,616,980	4,398,375	4,169,812	3,977,250	3,175,899
経常収益計	187,013,677	184,056,802	183,971,526	183,458,302	187,674,791
（2）経常費用					
事業費	186,202,668	191,312,876	181,901,553	179,808,209	186,841,976
人件費	61,208,377	62,496,586	62,925,040	64,602,043	69,103,645
各種幹旋事業費	5,127,546	6,576,951	5,025,377	4,909,824	6,602,296
各補助事業費	60,796,964	61,925,423	58,600,190	56,206,621	55,099,225
各種セミナー事業費	3,044,191	3,728,695	2,986,166	2,914,672	3,824,658
総合センター主催事業費	13,814,916	13,404,211	13,195,859	12,835,828	13,608,920
給付事業費	30,904,187	32,351,585	28,882,650	27,703,093	27,672,226
加入促進事業費	5,116,399	4,605,299	4,277,740	4,364,381	4,493,649
管理運営事業費	6,190,088	6,224,126	6,008,531	6,271,747	6,437,357
管理費	4,210,035	4,415,045	4,438,196	4,873,011	5,855,710
人件費	3,257,384	3,388,499	3,419,269	3,483,374	4,859,451
一般運営費	952,651	1,026,546	1,018,927	1,389,637	996,259
経常費用計	190,412,703	195,727,921	186,339,749	184,681,220	192,697,686
当期経常増減額	3,399,026	11,671,119	2,368,223	1,222,918	5,022,895
2. 経常外増減の部					
経常外費用					
固定資産除却損	0	2	1	0	0
経常外費用計	0	2	1	0	0
当期経常外増減額	0	2	1	0	0
当期一般正味財産増減額	3,399,026	11,671,121	2,368,224	1,222,918	5,022,895
一般正味財産期首残高	153,855,623	150,456,597	138,785,476	136,417,252	135,194,334
一般正味財産期末残高	150,456,597	138,785,476	136,417,252	135,194,334	130,171,439
指定正味財産増減の部					
受取交付金	53,432,266	53,495,691	53,862,728	53,299,738	57,640,996
一般正味財産への振替額	53,432,266	53,495,691	53,862,728	53,299,738	57,640,996
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	35,000,000	35,000,000	35,000,000	35,000,000	35,000,000
指定正味財産期末残高	35,000,000	35,000,000	35,000,000	35,000,000	35,000,000
正味財産期末残高	185,456,597	173,785,476	171,417,252	170,194,334	165,171,439

（出所：サービスセンターより提供を受けた資料を基に監査人が作成）

経常収益のうち、受取負担金は会員から徴収した会費収入であるが、会員数の推移からもわかるように会員数の減少に伴い年々減少傾向にある。

この点、公益財団法人は、収支相償の理念の下、利益を内部に溜めずに公益目的の事業に充てるべき財源を最大限活用して、安価でのサービス提供を行い、受益者を広げるべく活動するものであり、サービスセンターは、過去5年間においても、概ね収支（当期一般正味財産増減額）が大きくプラスにもマイナスにも出ていない状況にある。

収支予算書（要約）

（単位：円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般正味財産増減の部				
1．経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	24,000	22,000	21,000	21,000
特定資産運用益	32,000	34,000	20,000	24,000
受取負担金	84,648,000	84,288,000	84,132,000	82,368,000
事業収益	45,048,000	45,486,000	47,045,000	48,860,000
受取補助金等	53,858,000	55,342,000	55,719,000	58,689,000
雑収益	3,470,000	3,595,000	3,495,000	3,275,000
経常収益計	187,080,000	188,767,000	190,432,000	193,237,000
(2) 経常費用				
事業費	195,203,716	187,129,794	188,785,535	193,688,125
人件費	65,572,450	67,751,069	69,235,827	72,879,140
各種幹旋事業費	6,728,284	5,061,827	4,880,890	5,767,452
各補助事業費	61,620,941	56,325,753	56,766,464	58,258,841
各種セミナー事業費	3,794,122	2,960,010	2,850,693	3,316,431
総合センター主催事業費	12,919,162	13,183,916	13,909,297	13,457,723
給付事業費	34,259,402	31,559,537	30,418,755	29,658,091
加入促進事業費	4,953,745	4,738,852	4,848,338	4,846,796
管理運営事業費	5,355,610	5,548,830	5,875,271	5,503,651
管理費	4,385,027	4,619,753	4,826,322	6,043,547
人件費	3,502,550	3,604,931	3,645,173	4,928,860
一般運営費	882,477	1,014,822	1,181,149	1,114,687
経常費用計	199,588,743	191,749,547	193,611,857	199,731,672
当期経常増減額	12,508,743	2,982,547	3,179,857	6,494,672
2．経常外増減の部				
経常外収益計	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	12,508,743	2,982,547	3,179,857	6,494,672
一般正味財産期首残高	151,699,189	139,190,446	136,207,899	133,028,042
一般正味財産期末残高	139,190,446	136,207,899	133,028,042	126,533,370
指定正味財産増減の部				
受取交付金	53,858,000	55,342,000	55,719,000	58,689,000
一般正味財産への振替額	53,858,000	55,342,000	55,719,000	58,689,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	35,000,000	35,000,000	35,000,000	35,000,000
指定正味財産期末残高	35,000,000	35,000,000	35,000,000	35,000,000
正味財産期末残高	174,190,446	171,207,899	168,028,042	161,533,370

（出所：サービスセンターより提供を受けた資料を基に監査人が作成）

なお、平成23年度の予算については、記載を省略している。

【2】実施手続

- ・サービスセンターにおける業務や管理について担当者へのヒアリング
- ・業務の流れについての関連法令及び決裁文書等の閲覧
- ・理事会議事録の閲覧
- ・固定資産の現物確認の実施（任意の2件）

【3】結果及び意見

1．公益目的事業会計、収益目的事業等会計、及び法人会計への費用額の各配分比率について（意見）

公益目的事業会計、収益目的事業等会計、及び法人会計へ費用を配賦するにあたっては、平成23年4月の公益財団法人への移行時に所管の監督官庁である和歌山県に提出した各事業配賦率に基づき配賦している。そのため、公益財団法人への移行時と前提条件が異なっている配賦方法もあるものの、そのままの配賦率を使用していることになる。

サービスセンターとしては、この点、毎年度、配賦率が概ね変更がないことを確かめた上で、当初の配賦率を採用しているとのことであるが、それを確かめた証跡や根拠資料は残されていない。

このため、採用している配賦率が妥当であったかは担当者が計算した結果をそのまま採用しているに過ぎないため、担当者のみが知りうる状況となっている。

したがって、今後は、毎年度、配賦率が当初採用しているものからの変更の有無を含めて検証過程を明らかにしておくことが望まれる。

2．会費について（意見）

「公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター業務方法書」において、サービスセンターへの入会金及び会費は以下のとおり決められている。

第7条 入会金の額は、会員1人につき500円とする。

（中略）

第8条 会費は、会員1人につき月額1,000円とする。

（出所：公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター業務方法書より抜粋）

会費を月額1,000円としている点について、サービスセンター担当者にヒアリングしたところ、「会員に提供するメニューを充実させ、その維持には1,000円が妥当と考えている。一方で、他市では会費が本市よりも安いところもあるが、市から受け取っている交付金が多かったりメニューが少なかったりすることによって考えられる。」との回答であった。

上記回答に対応して、監査人において、サービスセンターと人口で最も近似して

おり、また会費も近畿2府4県にある中核市でサービスセンターに次いで高い月額800円としている奈良市の勤労者福祉サービスセンターについて、サービスセンターとサービスメニューを比較した。その結果、確かに奈良市の勤労者福祉サービスセンターには、サービスセンターでは用意されているメニューが設定されていないものも見受けられるとともに、会員への補助金額もサービスセンターの方が高く設定されているものもあり、サービスセンターの方が比較的内容・項目が多いメニューとなっていた。

その一方で、会費月額1,000円を維持し続けるべきかどうかについてサービスセンター内部でも過去に検討したが、むしろ会費を引き下げ、サービスメニューを減らすことによる影響が大きいのではないかと、との判断から現状維持としている。この点、確かに、会員が減少していることで受取負担金(会費収入)は年々減少しているという事実はあるものの、その減少を補うべく、事業収益を増加させるための方策を理事・職員を交えて改めて考えてみる、あるいは現在実施している事業内容を見直す(利用実績が著しく低いメニューについての見直し等)ことで、現在は、1,000円という前提で各種事業を行っている点に関して、より弾力的な考え方がもてるのではないかと考えられる。

したがって、今後、会費を1,000円のままで維持することの妥当性を含めて、会費のあり方について検討することが望まれる。

3. 休日出勤に対応した代休取得について(意見)

職員が、「公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター就業規程」第10条第1項に記載の休日出勤した場合については、市の事務取扱いの例に従い、休日出勤後8週間以内に代休を取得する必要がある。

第48条 この規程に定めるもののほか、センターの事務処理について必要な事項は、和歌山市の事務取扱いの例による。

(出所：公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター就業規程より抜粋)

第15条 条例第10条第1項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(条例第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)について行わなければならない。

(出所：和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則より抜粋)

平成27年度のサービスセンター職員の「休暇簿(特別休暇用)」を閲覧したところ、休日出勤(時間外・休日出勤命令簿)での勤務日から振替休日指定日までの期間が所定の8週間を超えて取得されている事案が59件中5件発見された。

この点について、サービスセンター担当者にヒアリングしたところ、「サービスセンターは、休日も貸館業務を実施しており、また少数で業務をまわしている中で、可能な限り所定の期間内に振替休日を取得するようにしていたが、該当の事案は、やむを得ず所定の期間内に振替休日をとることができなかったものばかりである。」との回答であった。

確かに、職員数 11 名と少数で顧客対応から管理業務までをこなしているという事実は認められるが、職員の振替休日については規程に従い、所定の期間内に取得することが望まれる。

4．中長期での経営計画の策定について（意見）

サービスセンターは、毎年度、事業計画を策定しその年度における事業方針や内容を定め、公開も行っている。しかし、将来（向こう 3～10 年程度）に及ぶ、サービスセンターとしてのあり方や事業計画などを定めた中長期の経営計画は策定されていない。

この点、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、同施行令、及び同施行規則において、中長期での経営計画の策定は求められていない。

しかし、サービスセンターとして、将来、どのような事業を行うことで、法人としてのあり方を市民に示すことは非常に有意義なことであり、また、サービスセンターに投入されている市民から徴収した税金（正味財産増減計算書上では「受取補助金等」として表現される）がどのような形で還元されていくのかを示すことは非常に重要であると考えられる。

したがって、毎年度の事業計画のみならず、一定の期間におけるサービスセンターとしての方向性を示すべく中長期の経営計画を策定することが望まれる。

5．財務諸表及びその注記について

（1）基本財産及び特定資産の財源等の内訳に係る注記は、貸借対照表の正味財産の部の内書と一致するように記載すべき（結果）

公益法人会計基準第 5（5）によれば、財務諸表の注記として基本財産及び特定資産の財源等の内訳を記載することとされ、公益法人会計基準に関する実務指針 5．によれば、当該注記は貸借対照表の正味財産の部の内書項目である「基本財産への充当額」及び「特定資産への充当額」と、注記における「うち指定正味財産からの充当額」及び「うち一般正味財産からの充当額」が一致することが必要とされる。

例えば、公益法人会計基準に関する実務指針 5．に記載の設例を引用すると次の図のとおりであり、基本財産及び特定資産の財源等の内訳及び貸借対照表中の 1、 2、 3、 4 がそれぞれ一致する。

<設例>

基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	20,000	(20,000)	(0)	—
投資有価証券	30,000	(15,000)	(15,000)	—
小 計	50,000	(35,000)※1	(15,000)※3	—
特定資産				
建 物	100,000	(100,000)	(0)	—
退職給付引当資産*	80,000	—	—	(80,000)
〇〇積立資産	40,000	(30,000)	(10,000)	—
小 計	220,000	(130,000)※2	(10,000)※4	(80,000)
合 計	270,000	(165,000)	(25,000)	(80,000)

* 負債に対応する資産（設例では退職給付引当資産が該当）は、当該負債の将来の支払い等に充てるため、預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるもののみが該当する。

貸借対照表

平成×年×月×日現在

科 目	当年度	前年度	増 減
・			
・			
・			
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
・・・・・・・・	×××		
・・・・・・・・	×××		
指定正味財産合計	165,000		
(うち基本財産への充当額)	(35,000)		
	※1		
(うち特定資産への充当額)	(130,000)		
	※2		
2. 一般正味財産	×××		
(うち基本財産への充当額)	(15,000)		
	※3		
(うち特定資産への充当額)	(10,000)		
	※4		
正味財産合計	×××		
負債及び正味財産合計	×××		

(注) 指定正味財産及び一般正味財産の「うち基本財産への充当額」又は「うち特定資産への充当額」は、それぞれ基本財産又は特定資産の増減に対応して増減するものである。したがって、基本財産又は特定資産の減少を伴わない事業費及び管理費等の発生により一般正味財産が減少したとしても、「うち基本財産への充当額」又は「うち特定資産への充当額」が減少することはなく、結果として、「うち基本財産への充当額」又は「うち特定資産への充当額」の額が一般正味財産の額を上回ることもある。

(出所：公益法人会計基準に関する実務指針 5.より)

しかしながら、サービスセンターの平成 27 年度財務諸表の当該注記は、「うち指定正味財産からの充当額」の特定資産充当額小計欄（上記設例の 2 部分に相当）に金額記載がある一方で、貸借対照表の正味財産の部の内書では「特定資産への充当額」の記載がなく、両者の記載が一致していない（次の図における破線部分）。

要因は、注記のうえでは本来金額が 0 であるべき退職給付引当資産の「うち指定正味財産からの充当額」に誤って金額を記載しているためである（次の図における点線部分）。

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	69,000,000	(35,000,000)	(34,000,000)	—
小 計	69,000,000	(35,000,000)	(34,000,000)	—
特定資産				
永年在会積立資産	18,818,180	(0)	(18,818,180)	—
第344回中期利付国債(2年)	30,006,750	(0)	(30,006,750)	—
記念事業積立資産	23,756,190	(0)	(23,756,190)	—
事業システム積立資産	11,799,000	(0)	(11,799,000)	—
減価償却引当資産	3,417,966	(0)	(3,417,966)	—
退職給付引当資産	8,528,720	(8,528,720)	(0)	(8,528,720)
小 計	96,326,806	(8,528,720)	(87,798,086)	(8,528,720)
合 計	165,326,806	(43,528,720)	(121,798,086)	(8,528,720)

（出所：平成 27 年度財務諸表に対する注記より抜粋、枠は監査人追記）

III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	35,000,000	35,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(35,000,000)	(35,000,000)	(0)
2. 一般正味財産	130,171,439	135,194,334	△5,022,895
(うち基本財産への充当額)	(34,000,000)	(34,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(87,798,086)	(94,359,414)	△6,561,328
正味財産合計	165,171,439	170,194,334	△5,022,895
負債及び正味財産合計	202,061,771	210,090,693	△8,028,922

（出所：平成 27 年度貸借対照表より抜粋、枠は監査人追記）

財務諸表の注記は法人の財務状況を表す重要な書類であるから、その作成にあたっては一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に従い作成すべきである。なお、財務諸表の作成においては日本公認会計士協会より公表されている非営利法人委員会研究報告第 23 号「公益法人の財務諸表等の様式等に関するチェックリスト（平成 20 年基準）」を活用することが有用であるため、参考にされたい。

(2) 保有資産を特定資産として計上する際は、積立目的、積立方法、取崩要件及び運用方法等を定めた取扱要領等を作成することが望ましい(意見)

サービスセンターは平成 27 年度貸借対照表において、特定資産として投資有価証券(計上額 30,006,750 円)を計上している。特定資産とは、特定の目的のために用途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産であり、例としては公益法人認定法に定められる特定費用準備資金(将来の特定の事業費、管理費にあてるため、法人の任意で積み立てる資金)や資産取得資金(特定の財産の取得又は改良にあてるため、法人の任意で積み立てる資金)が挙げられる。

公益法人会計基準に関する実務指針 4.によれば、保有資産を特定資産として保有するにあたっては、積立目的や運用方法等を理事会で決議するなどして、その積立目的を明確にすることが必要である。また、積立目的、積立方法、取崩要件及び運用方法等を定めた取扱要領等を作成することが望ましい。

この点、法人は特定資産として計上している投資有価証券について、積立目的、運用方法を「取り崩すことなく保有しつづけ、その運用益を事業の資金に充てる資産」とすると、平成 23 年の公益法人化に際して、和歌山県総務学事課と協議しており、また毎年度決算承認に係る理事会で説明をしているとのことである。

このように、サービスセンター職員の間では当投資有価証券の積立目的、運用方法について共通認識があるものの、公益法人会計基準に関する実務指針 4.に示すような、明文化した取扱要領等を作成していない。

積立目的、積立方法、取崩要件及び運用方法等を定めた取扱要領等を定めることにより、特定資産の目的等計上方針が明らかになり、外部に根拠をもって説明でき、また理事や職員が変わっても、特定資産の積立目的、運用方法等を維持できる。特定資産として計上している投資有価証券について、積立目的、積立方法、取崩要件及び運用方法等を定めた取扱要領等を作成することが望ましい。

また、今後新たに保有資産を特定資産として計上する際は、同様に取扱要領等を作成することが望ましい。

(参考)

公益法人会計基準に関する実務指針

特定資産

4. 一般正味財産や負債を財源等とする特定資産

一般正味財産を財源等とする特定資産とは、法人自らが特定の目的のために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例えば、会館建設積立資産等がある。

(中略)

なお、これらの特定資産は、次の事項を定めた取扱要領を作成することが望ましい。

目的

積立の方法

目的取崩の要件

目的外取崩の要件

運用方法

その他

6 .切手管理簿の記載訂正は取り消し線及び訂正印の押印により行うことが望まれる（意見）

サービスセンターでは切手の残数について切手管理簿を作成し、使用や購入の都度その増減数を記載し管理している。切手管理簿を閲覧したところ、記載を修正するために修正テープが用いられているところが散見された。切手管理簿はサービスセンター会計規程に定める会計帳簿ではないものの、会計規程事務処理要領第5条においてその作成を義務付けていることから、改ざんの疑いや不正確な記載がないことを示すためにも、記載の訂正は取り消し線及び訂正印の押印により行うことが望ましい。

今後は切手管理簿の訂正方法は取り消し線及び訂正印の押印に統一することが望まれる。

7 . 取得価額 10 万円以上の資産は固定資産として管理すべき（結果）

サービスセンター会計規程によれば、取得価額 10 万円以上の資産はその他固定資産とされ、取得価額 10 万円未満の資産は物品とされている。このうち固定資産については、固定資産台帳を設けて管理することとされ、一方、物品のうち取得価額 1 万円以上のものは物品台帳を設けて、固定資産同様に管理することとされている。このように固定資産も取得価額 1 万円以上の物品も管理方法は同じであるが、会計上、固定資産は購入年度に貸借対照表に計上され、耐用年数に従って減価償却する一方で、物品は購入年度に正味財産増減計算書に事業費又は管理費として購入費用が計上されるという違いがある。そのため、資産取得時は会計規程に従い固定資産か物品かを判断する必要がある。

物品台帳を閲覧したところ、単価 155,845 円の置水屋戸棚が登録されていた。当戸棚は平成 6 年取得であり、会計規程が整備された平成 23 年に誤って物品に区分したまま現在に至っているとのことである。

当戸棚は既に購入から 20 年以上経過し、仮に固定資産に計上したとしても耐用年数を経過し、備忘価額での計上となり金額的影響が小さいことから修正は不要で

あると考えるが、今後取得価額 10 万円以上の資産を購入する際は会計規程に従い固定資産に区分し管理すべきである。

(参考)

サービスセンター会計規程

第 39 条 この規程において、固定資産とは次の各号をいい、基本財産、特定資産及びその他固定資産に区分する。

(3) その他固定資産

基本財産及び特定資産以外の資産で、耐用年数が 1 年以上で、かつ、取得価額が 10 万円以上の資産をいう。

第 44 条

2 固定資産管理責任者は、固定資産台帳を設けて、固定資産の保全状況及び移動等について所要の記録を行い、固定資産を管理しなければならない。

第 50 条 この規程において、物品とは次の各号のものをいう。

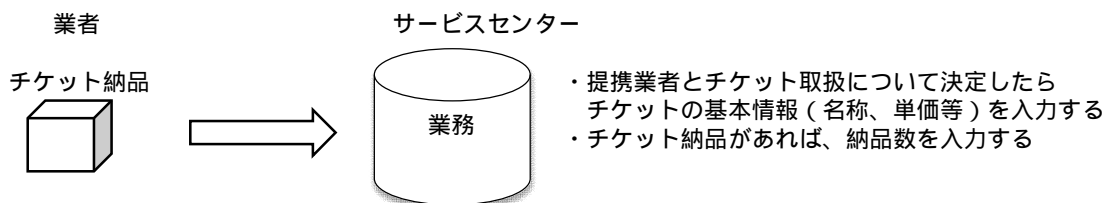
(2) 消耗什器備品……耐用年数 1 年以上のもので、取得価額が 10 万円未満 1 万円以上のもの

第 52 条 第 50 条第 2 号の物品の管理のため物品台帳を備え、その管理は固定資産の管理を準用する。

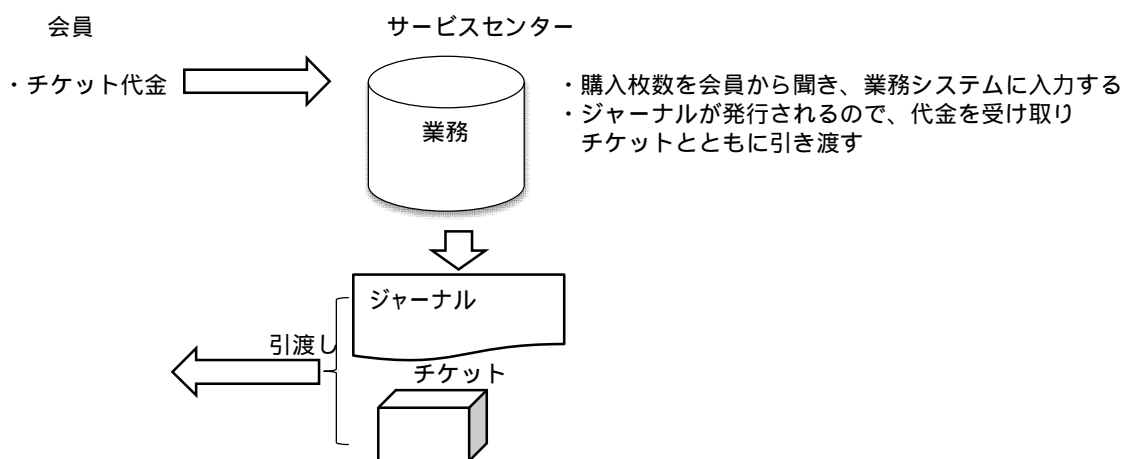
8. 業務システムへのチケット情報の登録・変更について一定の制限を設けることが望まれる(意見)

サービスセンターでは会員向けに会員価格で映画館や遊園地などのチケットを販売しており、売上管理にはチケット単価や売上枚数等を記録できる業務システムを利用している。チケット販売に関するサービスセンターのシステム利用について図示すると、次のとおりである。

チケット情報の登録



チケット販売



(出所：ヒアリング結果より監査人作成)

チケット販売に関してシステムを利用する場合、チケットの名称、単価等の基本情報は会員への請求額や帳簿計上額に影響を与える重要な情報であるから、その登録や変更は一定の制限を設け、編集できる者を限定することが望ましい。

しかしながら、サービスセンターにおいては、チケットの基本情報登録は特に権限設定を設けておらず、職員なら誰でも変更可能な状態であった。

チケットの基本情報は頻繁に更新されるものではなく、また誤って登録・変更された場合の影響が大きいことから、その登録・変更は特定のアカウントのみができるよう権限設定する、変更時に一部の者しか知りえないパスワードを設定するなど、一定の制限を設けることが望まれる。

9. QUOカードの管理について

(1) QUOカード台帳の入出庫記載は入出庫総枚数により記載することが望まれる(意見)

サービスセンターでは、会員確保活動の一環で会員全員に年1回QUOカードを配布しているほか、会員の紹介で新規入会があった場合、紹介した会員にQUOカードを配布している。年間の出庫数量としては、ほとんどが年1回の会員全員に配布するときのものであるため、全員配布の準備として余裕を持ってQUOカードを購入しておき、配布後の残数で紹介者へ配布するようにしている。サービスセンターは

QUO カードの入在庫枚数や残数を管理するため QUO カード台帳を作成し、入在庫の際は事務局長まで押印するようにしている。

QUO カード台帳は入在庫状況を明らかにするものであり、あるべき在庫枚数を常に把握できるようにするため、入庫数と出庫数は総数で記載することが望ましい。

しかしながら、サービスセンターでは年 1 回の購入時に、購入総枚数を記載するのではなく、購入枚数から会員全員に配布した後の残数を入庫数として記載していた。残数のみを入庫数として記載する場合、配布後の残数が本来あるべき残数なのか把握できず、仮に誤配布や紛失等があったとしても検証できないおそれがある。

QUO カードのあるべき在庫枚数を把握できるようにするためにも、台帳の入在庫記載は入在庫総枚数により記載することが望まれる。

(2) QUO カードの在庫確認証跡を台帳に残すことが望まれる (意見)

サービスセンターには 500 円、1,000 円、3,000 円の QUO カードが保管されており、それぞれ台帳を作成している。このうち 500 円と 1,000 円の QUO カードは毎年増減があるため、毎年度末に在庫確認を実施しており、その証跡として台帳に「 3 /31 合」と記載するようにしている。QUO カードの在庫確認については規程等に明文化したルールを定めていないが、金券であり換金性もあることから、仮に期中に増減がなくても年に 1 度は現物を確認し、台帳記載枚数があるか確認するとともに、その証跡を残すことが望まれる。

しかしながら、3,000 円の QUO カードは平成 22 年度に法人設立 20 周年記念として配布したもので、その後は謝礼として年に 1 回配布がある程度であり、平成 25 年 7 月を最後に増減がない。そのためサービスセンターでは平成 26 年度末に在庫確認をしたのを最後に、在庫確認の証跡がない。

現物がある以上、期中に増減がなくても年に 1 度の現物確認を実施し、その結果を台帳に記載し証跡として残すことが望まれる。

第5 産業政策課（うち、労働者福祉及び雇用安定事業）

【1】総論

1. 主要施策等

（1）雇用対策事業（予算現額 2,789,000 円、決算額 2,739,506 円）

労働者の生活の安定と福祉の向上を図る事業であり、主な取組みとして労働相談業務と高齢者雇用促進団体への負担金の交付を実施している。

労働相談業務の事業内容

労働相談員が就職活動や職業生活を送るうえでの悩みなど、労働に関する様々な相談に応じ、解決に向けてサポートする。労働相談員として非常勤職員を1名雇用している。

負担金の交付の事業内容

高齢者の労働力の確保と、雇用機会の増大を目指す各種団体に負担金を交付している。平成27年度の交付先実績は全国シルバー人材センター協会及び和歌山県シルバー人材センター連合会である。

目標及び実績

市が設定している、雇用対策事業における過去3年間の活動指標及び成果指標は次のとおりである。

		指標名及び達成状況			平成25年度	平成26年度	平成27年度		
活動 指標	広報活動数				年度目標値	7	7	7	
					実績値	7	7	7	
		単位	回	全体目標値	7	全体目標達成度	100.0%	年度別達成度	100.0%
成果 指標	労働相談件数				年度目標値	400	500	500	
					実績値	484	449	382	
		単位	件	全体目標値	500	全体目標達成度	76.4%	年度別達成度	121.0%

（出所：事務事業チェックシートより）

（2）就業機会の確保等の支援事業（予算現額 4,313,000 円、決算額 3,839,966 円）

求職者の雇用・就労を支援し、生活の安定を図る事業であり、主な取組みとして企業情報サイト運用事業とUターンフェア負担金等事業を実施している。

企業情報サイト運用事業の事業内容

企業情報サイト「わく和～くナビ」を開設し、市内中小企業の魅力を知ってもらい若者の地元企業への就職を促進するとともに、企業間での新たなビジネス交流やキャリア教育への活用を図っている。

Uターンフェア負担金等事業の事業内容

県内企業へのUターン就職を促進する、技能者の養成及び社会的地位を向上する、

障害者の雇用機会の確保を図ることを目的として、各労働福祉関係団体等に負担金及び補助金を交付している。

目標及び実績

市が設定している、就業機会の確保等の支援事業における過去3年間の活動指標及び成果指標は次のとおりである。

		指標名及び達成状況		平成25年度	平成26年度	平成27年度				
活動指標	面談会等の回数			年度目標値	4	4	4			
				実績値	4	4	4			
	単位	回	全体目標値	4	全体目標達成度	100.0%	年度別達成度	100.0%	100.0%	100.0%
	企業情報サイト「わく和～クナビ」の登録企業数				年度目標値	200	300	300		
				実績値	200	327	345			
単位	社	全体目標値	300	全体目標達成度	114.3%	年度別達成度	100.0%	109.0%	114.3%	
成果指標	面談会等の参加者数			年度目標値	1,200	1,200	1,200			
				実績値	1,147	1,103	1,018			
	単位	人	全体目標値	1,200	全体目標達成度	84.8%	年度別達成度	95.6%	91.9%	84.8%
	企業情報サイト「わく和～クナビ」の1日平均アクセス件数				年度目標値	250	300	350		
				実績値	338	409	593			
単位	件	全体目標値	450	全体目標達成度	131.7%	年度別達成度	135.2%	136.3%	169.4%	

(出所：事務事業チェックシートより)

(3) 勤労者生活資金融資事業(予算現額5,000,000円、決算額5,000,000円)

勤労者生活資金融資事業の事業内容

勤労者生活資金融資事業は、市内に居住し、中小企業に勤める労働者に対し、生活に必要な資金の貸し付けを行い、労働福祉の向上を図る事業である。申し込み受付や貸し付け、貸付金の回収等は近畿労働金庫が行っており、市は広報と近畿労働金庫に預託金を拠出するのみである。

目標及び実績

市が設定している、勤労者生活資金融資事業における過去3年間の活動指標及び成果指標は次のとおりである。

		指標名及び達成状況		平成25年度	平成26年度	平成27年度			
活動指標	広報宣伝回数			年度目標値	5	5	5		
				実績値	5	5	5		
	単位	回	全体目標値	5	全体目標達成度	100.0%	年度別達成度	100.0%	100.0%
成果指標	勤労者生活資金融資案件数			年度目標値	5	5	5		
				実績値	5	5	3		
	単位	件	全体目標値	5	全体目標達成度	60.0%	年度別達成度	100.0%	100.0%

(出所：事務事業チェックシートより)

(4) 中小企業勤労者福祉サービスセンター運営交付金事業 (予算現額 58,689,000 円、決算額 57,640,996 円)

事業内容

中小企業勤労者の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与するため、中小企業勤労者福祉サービスセンター運営費に対して補助金を交付している。

目標及び実績

目標は設定していない。

(5) 若年者就職支援事業 (予算現額 1,267,000 円、決算額 586,468 円)

若年層、学生の地元企業への理解を深め、和歌山市での就労意欲を高めることで、市内企業への就職を促進し、地元産業の活性化や定住促進に寄与する事業である。主な取組みとして、わかやま企業ウォッチング事業と高校生就職支援事業がある。

わかやま企業ウォッチング事業の事業内容

大学生等を対象に就職支援セミナーや市内企業の見学会を実施し、参加者が進路決定をする際の一助となるよう支援するとともに、地元企業の魅力を紹介している。平成 27 年度は平成 28 年 2 月 15 日、22 日の全 2 回実施であった。

高校生就職支援事業の事業内容

就職を希望する高校生の職業に関する知識や地元企業への理解を深め、地元就職と職場定着の促進を図っている。平成 27 年度は平成 27 年 7 月 24 日に就職セミナー及び企業見学会を実施した。

目標及び実績

市が設定している、若年者就職支援事業における過去 3 年間の活動指標及び成果指標は次のとおりである。

		指標名及び達成状況			平成25年度	平成26年度	平成27年度			
活動 指標	企業ウォッチングへの参加者数 (大学生等)				年度目標値	80	80	80		
					実績値	68	76	55		
	単位	人	全体目標値	80	全体目標達成度	68.7%	年度別達成度	85.0%	95.0%	68.7%
	企業ウォッチングへの参加者数 (高校生)				年度目標値	40	40	40		
					実績値	33	30	31		
	単位	人	全体目標値	40	全体目標達成度	77.5%	年度別達成度	82.5%	75.0%	77.5%
成果 指標	企業ウォッチング参加者の満足度 (大学生等)				年度目標値	100	100	100		
					実績値	98.5	98.7	97.3		
	単位	%	全体目標値	100	全体目標達成度	97.3%	年度別達成度	98.5%	98.7%	97.3%
	企業ウォッチング参加者の満足度 (高校生)				年度目標値	100	100	100		
					実績値	80	98	94.9		
	単位	%	全体目標値	100	全体目標達成度	94.9%	年度別達成度	80.0%	98.0%	94.9%

(出所：事務事業チェックシートより)

(6) シルバー人材センター運営補助事業 (予算現額 51,691,000 円、決算額 51,691,000 円)

事業内容

高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与するため、シルバー人材センター運営費に対して補助金を交付している。

目標及び実績

目標は設定していない。

(7) 和歌山市人権企業連絡会及び労働関係団体支援事業 (予算現額 1,400,000 円、決算額 1,294,026 円)

事業内容

企業内での人権啓発に対して支援し、労働者福祉の向上や生活の安定を図るため、労働福祉関係団体へ助成金を交付している。

目標及び実績

市が設定している、和歌山市人権企業連絡会及び労働関係団体支援事業における過去3年間の活動指標及び成果指標は次のとおりである。

		指標名及び達成状況			平成25年度	平成26年度	平成27年度						
活動 指標	人権に関する研修会等開催回数				年度目標値	4	4	4					
					実績値	4	4	3					
	単位	回	全体目標値	4	全体目標達成度	75.0%	年度別達成度	100.0%	100.0%	75.0%			
	補助の件数 (補助団体数)				年度目標値	3	3	3					
				実績値	3	3	3						
				単位	件	全体目標値	3	全体目標達成度	100.0%	年度別達成度	100.0%	100.0%	100.0%
成果 指標	人権に関する研修会受講者数				年度目標値	280	280	280					
					実績値	191	211	180					
	単位	人	全体目標値	280	全体目標達成度	64.2%	年度別達成度	68.2%	75.4%	64.2%			
	補助の件数 (団体数・事業所数)				年度目標値	450	450	450					
				実績値	449	444	441						
				単位	団体	全体目標値	450	全体目標達成度	98.0%	年度別達成度	99.7%	98.7%	98.0%

(出所：事務事業チェックシートより)

(8) UIJ ターン就職支援事業 (予算現額 14,258,000 円、決算額 6,615,392 円)

大都市圏に就学した地元出身者等に、セミナーや企業合同説明会等を実施することで、地元企業への理解を深め、和歌山市へのUIJターン就職を促進するものである。主な事業として、UIJターン企業面談会の実施、UIJターン就職セミナーの実施、職場見学会の実施がある。

UIJ ターン企業面談会の事業内容

和歌山市の魅力や和歌山市で働くことのやりがいや楽しさを紹介するとともに、

市内企業の合同面談会を実施している。平成 27 年度は京都会場（平成 27 年 9 月 7 日）と東京会場（平成 27 年 9 月 10 日）の全 2 回を実施した。

UIJ ターン就職セミナーの事業内容

県外大学等へ就学している学生やその保護者等に対して、市内企業の理解を深めてもらうため、地元で働く魅力や UIJ ターン就職経験談の紹介等をするセミナーを実施している。平成 27 年度は平成 28 年 2 月 6 日の 1 回を実施した。

職場見学会「1 DAY インターンシップ」の事業内容

大学、短期大学、専修学校生等を対象に、和歌山市内に本社又は事業所がある企業・団体へのインターンシップを 1 日又は半日で実施している。平成 27 年度は平成 28 年 2 月 22 日から 3 月 11 日まで実施した。

目標及び実績

市が設定している、UIJ ターン就職支援事業における目標と実績は次のとおりである。

事業名	目標	実績
UIJ ターン企業面談会		
東京会場	企業30社、参加者200名	企業27社、参加者24名
京都会場	企業30社、参加者200名	企業14社、参加者24名
UIJ ターン就職セミナー	参加者100名	参加者45名
職場見学会「1 DAY インターンシップ」	企業30社、参加者150名	企業31社、参加者90名

（出所：市より提供を受けた資料を基に監査人が作成）

（ 9 ）女性の就職支援事業（予算現額 4,586,000 円、決算額 0 円）

事業内容

子育て世代の 25 歳から 44 歳までの女性が働きやすい地元企業が参加する合同企業面談会を実施するとともに、仕事探しに役立つブースを設置し、女性の活躍を促進する事業である。

なお、当事業に係る事業費は、国において平成 28 年 3 月下旬に交付決定された地方創生加速化交付金で賄うことを予定していたため、事業の実施は平成 28 年度中となったことから平成 27 年度の決算額が 0 円となっている。

（ 10 ）勤労者総合センター一般管理事業（予算現額 1,884,000 円、決算額 1,849,472 円）

事業内容

勤労者その他市民の福祉増進と教養文化の向上を図るため、勤労者総合センターの修繕や火災保険料支払など、建物やシステム維持に関わる一般管理事業を実施し

ている。

目標及び実績

目標は設定していない。

(1 1) 勤労者総合センター管理運営事業 (予算現額 41,585,000 円、決算額 39,978,990 円)

事業内容

勤労者その他市民の福祉増進と教養文化を図るための施設である、勤労者総合センターの管理運営委託事業である。公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンターを指定管理者としている。

目標及び実績

目標は設定していない。

(1 2) 経済動向調査分析事業 (予算現額 775,000 円、決算額 742,377 円)

市内企業の景況・経済実態の把握に努めるとともに、産業部・観光国際部・農林水産部の事業概要を集約し、各行政施策の推進に寄与する事業である。主な事業として、経済動向調査の実施、景況実態調査の実施、企業訪問、「わかやまし産業ファイル」の作成がある。

経済動向調査事業の事業内容

経済指標に関するデータを収集、分析し、市の経済概況について報告書を作成している。

景況実態調査事業の事業内容

企業経営者を対象とした景況感やマインド動向を把握するためのアンケート調査を実施し、報告書を作成している。

企業訪問事業の事業内容

市内企業 110 社、各種組合 2 団体を訪問し、企業の生の声を聴き、今後の施策の参考にしている。

「わかやまし産業ファイル」作成事業の事業内容

市の経済動向資料及び産業部・観光国際部・農林水産部の主要事業、施設等を紹介する冊子を作成している。

目標及び実績

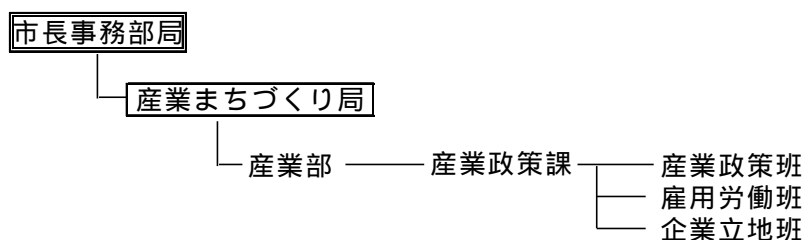
市が設定している、経済動向調査分析事業における過去3年間の活動指標及び成果指標は次のとおりである。

指標名及び達成状況						平成25年度	平成26年度	平成27年度		
活動指標	景況動向調査報告書の作成					年度目標値	4	4	4	
						実績値	4	4	4	
	単位	回	全体目標値	4	全体目標達成度	100.0%	年度別達成度	100.0%	100.0%	100.0%
	和歌山市経済動向調査報告書の作成					年度目標値	4	4	4	
						実績値	4	4	4	
	単位	回	全体目標値	4	全体目標達成度	100.0%	年度別達成度	100.0%	100.0%	100.0%
成果指標	景況動向調査報告書の通知回数					年度目標値	4	4	4	
						実績値	4	4	4	
	単位	回	全体目標値	4	全体目標達成度	100.0%	年度別達成度	100.0%	100.0%	100.0%
	和歌山市経済動向調査報告書の通知回数					年度目標値	4	4	4	
						実績値	4	4	4	
	単位	回	全体目標値	4	全体目標達成度	100.0%	年度別達成度	100.0%	100.0%	100.0%

(出所：事務事業チェックシートより)

2. 組織体制

産業政策課の組織図は次のとおりである。



(出所：市行政機構図を基に監査人が作成)

産業政策課のうち、雇用施策や労働福祉に関わる業務は雇用労働班が担当している。

3. 財務状況

産業政策課の過去3年間の予算(注1)及び決算の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

年度		平成25年度			平成26年度			平成27年度		
目	節	予算 現額	支出 済額	翌年度 繰越額	予算 現額	支出 済額	翌年度 繰越額	予算 現額	支出 済額	翌年度 繰越額
商工総務費		862	853	-	815	748	-	775	742	-
	需用費	103	97	-	110	44	-	70	38	-
	役務費	759	756	-	705	704	-	705	704	-
労働福祉費		120,082	117,864	-	127,286	117,375	7,036	144,611	130,006	12,439

報酬	4,836	4,836	-	3,816	3,816	-	3,768	3,768	-
共済費	805	734	-	643	557	-	645	546	-
報償費	145	137	-	130	130	-	260	130	130
旅費	280	247	-	217	191	-	519	283	154
需用費	563	324	-	538	427	-	655	458	120
役務費	391	371	-	393	344	-	414	240	24
委託料	1,260	1,218	-	8,030	994	7,036 (注2)	19,680	7,637	11,622 (注2)
使用料及び 賃借料	1,220	997	-	1,171	1,101	-	1,369	797	389
負担金、補助 及び交付金	105,582	104,002	-	107,348	104,815	-	112,301	111,147	-
貸付金	5,000	5,000	-	5,000	5,000	-	5,000	5,000	-
勤労者総合センタ ー費	42,044	40,024	-	90,445	88,127	-	43,469	41,828	-
需用費	-	-	-	527	527	-	1,525	1,495	-
役務費	97	95	-	98	96	-	99	97	-
委託料	41,669	39,667	-	40,483	38,172	-	41,585	39,979	-
使用料及び 賃借料	278	263	-	261	258	-	260	258	-
工事請負費	-	-	-	49,076	49,075	-	-	-	-

(注1) 予算は補正後予算を記載している。

(注2) 繰越理由は財源となる国交付金予算が翌年度に繰り越されたことによる。

(出所：市より提供を受けた資料を基に監査人が作成)

【2】実施手続

- ・産業政策課における業務や管理について担当者へのヒアリング
- ・業務の流れについての関連法令及び決裁文書等の閲覧

【3】結果及び意見

1 .和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター運営交付金交付要綱の対象経費を
実態と合うよう改定すべき(結果)

市では公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター(以下、「サ
ービスセンター」という。)に対し、中小企業の勤労者福祉の向上及び企業や地域
社会の振興に資するため、補助金を交付している。補助対象経費は和歌山市中小企
業勤労者福祉サービスセンター運営交付金交付要綱に次のとおり定められている。

第2条 補助対象経費は、サービスセンターの運営に係る経費のうち、次の表に掲げるものとする。

職員給料	職員手当	福利厚生費	非常勤報酬	旅費	会議費	交際費	消耗品費	燃料費	印刷製本費	修繕費	通信費	手数料	保険料	使用料及び賃借料	負担金支出	租税公課	特定預金支出
------	------	-------	-------	----	-----	-----	------	-----	-------	-----	-----	-----	-----	----------	-------	------	--------

(出所：和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター運営交付金交付要綱より抜粋)

一方、補助金算定基礎となっているサービスセンターの予算見積書を閲覧したところ、給料の内訳として理事長報酬4,874千円が含まれていた。役員である理事長の報酬は評議員会で定めることとされており、職員給料とは明確に異なる性質のものである。そのため、現状では補助対象経費として運営交付金交付要綱に定められていない経費に対して補助金が交付されていることとなっている。

市によれば、理事長報酬の算定基礎は市の再任用職員の給料基準を参考にしているとのことである。

当運営交付金はサービスセンターが中小企業の勤労者福祉の向上及び企業や地域社会の振興に資すること、サービスセンターは公益的法人等への職員の派遣に関する条例施行規則において職員を派遣できる公益的法人として定められていることから、その代表であり運営に責任を負う理事長報酬について市が補助しているが、補助対象経費に記載のない経費に対して運営交付金を交付している状態となっており、要綱が実態と乖離している。

運営交付金要綱の記載を実態と合うよう改定すべきである。

なお、上記指摘を受け、市は平成28年12月28日に要綱の一部を改定している。

2. 和歌山市勤労者総合センターの貸部屋の使用率の改善について（意見）

【1】総論1.(11)にあるように、市は、サービスセンターを指定管理者に指定し、和歌山市勤労者総合センターの管理運営事業を行わせており、毎年度、「和歌山市勤労者総合センター受託事業報告書」を受領している。当該報告書内において記載されている各貸部屋の使用率は以下のとおりとなっている。

	使用可能数	使用件数	使用率(%)
和室	1,848	403	21.8
研修室	924	199	21.5
視聴覚室	924	120	13.0
調理実習室	924	96	10.4
第1会議室	924	269	29.1
第2会議室	924	186	20.1
特別会議室	924	146	15.8
大会議室	1,848	676	36.6
文化ホール	924	389	42.1

*使用率は、1日の使用区分を3区分として平成27年4月1日から平成28年3月31日までの使用件数を使用可能数で除したものである。

(出所：平成27年度和歌山市勤労者総合センター受託事業報告書より抜粋)
 上記表からわかるように、平成27年度の使用率実績はほとんどの貸部屋で10%~30%程度となっている。ただし、コマ単位での使用であるため、1日のうち、どれかの部屋は使用されているという状況にある。

この点について、産業政策課担当者にヒアリングしたところ、「使用率について市の他の貸部屋や民間の貸部屋と比較分析自体は特に実施していない。また、貸部屋の使用率については特段の目標値も持っていない。」との回答であった。

また、貸部屋の使用率が10%~30%程度にとどまっている要因として、以下のものが考えられるのではないかと回答であった。

- ・市民への利用に関する周知が不足している。
- ・使用料が安価な貸部屋もあり、そちらに利用が流れている。
- ・市自体は車社会であるが、和歌山市勤労者総合センター周辺は駐車場が整備されておらず、近隣のコインパーキングの利用が必要である。
- ・予約が取りづらい面がある。(和歌山市勤労者総合センターの予約開始は、一般市民は3か月前から、労組関係は半年前から可能となっており、勤労者のためのセンターということから勤労者優遇などところがあるため、一般市民が予約できる期間が短くなっている。)

このような要因は産業政策課としても認識はしているが、状況を改善するには至っていない。

産業政策課としては、今後、広報活動を通して使用率を高めようと考えているが、これ以外にも、使用率を高める方策はあると考えられる。例えば、駐車場については隣接する市営中央駐車場を可能な限り利用し、和歌山市勤労者総合センター利用者については、サービス券等を発行し、駐車料金を割引くこと等も考えられる。また、他の市内にある同種の貸部屋を所有する施設と連携し、予約が取れなかった際には、相互の貸部屋を紹介・融通し合う等で使用率を高めていくこと、等が考えら

れる。

したがって、今後、和歌山市勤労者総合センターの使用率を高めるために、実行可能性のある各種方策を検討していくことが望まれる。

3. 和歌山市シルバー人材センターの経営改善計画について（意見）

【1】総論の1.(6)にあるように、市は和歌山市シルバー人材センターの運営に対して補助金を交付している。和歌山市シルバー人材センターの会員数は平成14年度末の1,101人をピークに平成26年度末時点で594人に減少していた。また受託事業の契約金額も平成12年度の約280,266千円をピークに平成26年度は173,731千円となっていた。

このような状況の中、市は経営改善計画を提出するよう和歌山市シルバー人材センターへ通知した（平成27年9月25日和産政第153号「経営改善計画の提出について（通知）」提出期限：平成27年10月16日）。通知文書によれば、「直近期の決算審査において、監査委員から和歌山市シルバー人材センターに対する市の補助金の額が増加していること、他都市のシルバー人材センターと比較して業績が著しく低迷していることなどに対する厳しい指摘があった」とのことである。

監査人が調査したところ、和歌山市シルバー人材センターは平成27年12月に経営改善計画案を所管課である産業政策課に提出したが、当該計画案は産業政策課として合意できる内容に至っておらず、調査日（平成28年12月）時点において経営改善計画は1年以上受理されていない状況であった。

和歌山市シルバー人材センターは、公益社団法人として主体的に経営改善計画を作成し、経営改善を行うべきである。一方、産業政策課は、和歌山市シルバー人材センターと計画策定に関する協議や改善策の検討等による支援を行う立場にあるが、既に一定程度、和歌山市シルバー人材センターと産業政策課は経営改善計画策定に関する協議を実施している。

市として受入れ可能となる、和歌山市シルバー人材センターの現人員・現体制による経営改善計画の策定が、現時点においてなお困難と判断され、将来に向けた改善が期待できそうもない場合には、市として抜本的に対応を考え直す必要があると思われる。

すなわち、新規事業を立ち上げ得る専任者を一時的にでも追加配置し経営改善への取組みを強化する、あるいは逆に、和歌山市シルバー人材センターに対する補助を削減し、資源を別の手段に振り向け市の行政目的を達成する等、中長期的に費用対効果を向上させるため、よりメリハリを付けた対策を実行することが望まれる。

第6 こども未来部 子育て支援課及びこども家庭課

【1】総論

1. 主要施策等

(1) ママジョブ応援ナビ事業(予算現額3,890,000円、決算額1,893,156円)

事業内容

子育て中の母親を対象に、市内の地域子育て支援拠点5箇所に、ハローワークからの求人情報をオンラインで提供できる専用のネット環境を整備し、子育て中でも就業の機会や希望を持てる環境づくりを行っている。

目標及び実績

当該事業は、平成27年度新事業で、国の「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)」を活用しており、市が国へ報告した平成27年度の目標値及び実績値は次のとおりである。

指標名	目標値	単位	目標年月	実績値
再就職支援情報提供コーナーの利用人数	2,000	人(延べ人数)	平成28年3月	379

(出所：市より提供を受けた資料を基に監査人が作成)

(2) 子育てママ再就職支援事業(ママカレッジ)(予算現額1,508,000円、決算額1,508,000円)

事業内容

子育て中の母親を対象として、再就職支援のためのスキルアップだけでなく、家事や育児の分担等について家族の理解を得ることや、多様な働き方や様々な仕事と家庭の両立スタイルを知ること等を目的とした事業である。具体的な取組みとして、特定非営利活動法人と委託契約を結び、上記の目的に沿ったテーマに基づいて講座(セミナー及びワークショップ)を実施(平成27年度は4回実施)している。

目標及び実績

当該事業は、平成27年度新事業で、国の「地域少子化対策強化交付金」を活用しており、市が国へ報告した平成27年度の計画値及び実績値は次のとおりである。

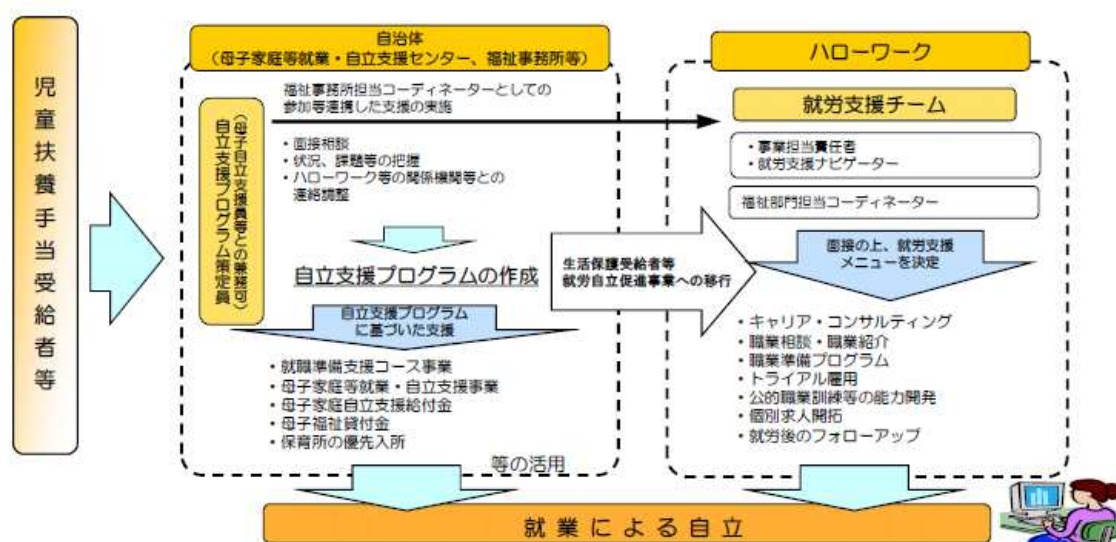
測定指標	指標名	計画値	実績値	評価検証方法
アウトプット	参加者数	合計105人	合計106人	受付人数
アウトカム	「講義が役に立った」と回答した人の割合	80%	88%	参加1か月後のフォローアップ調査

(出所：市より提供を受けた資料を基に監査人が作成)

(3) 母子・父子自立支援プログラム策定事業(予算現額100,000円、決算額0円)
事業内容

「福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組み等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援のためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行う厚生労働省管轄の事業である。」(出所：厚生労働省 HP「母子・父子自立支援プログラム策定事業について」より引用)

当該事業の概要は次のとおりである。



(出所：厚生労働省 HP「母子・父子自立支援プログラム策定事業について」より抜粋)

目標及び実績

目標は設定していない。

母子・父子自立支援プログラム策定事業における過去3年間の実績は次のとおりである。平成27年度は相談者が0人であったため、国から交付された100,000円は平成28年度に返還している。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
相談者数(人)	2	1	0
実績額(円)	40,000	20,000	0

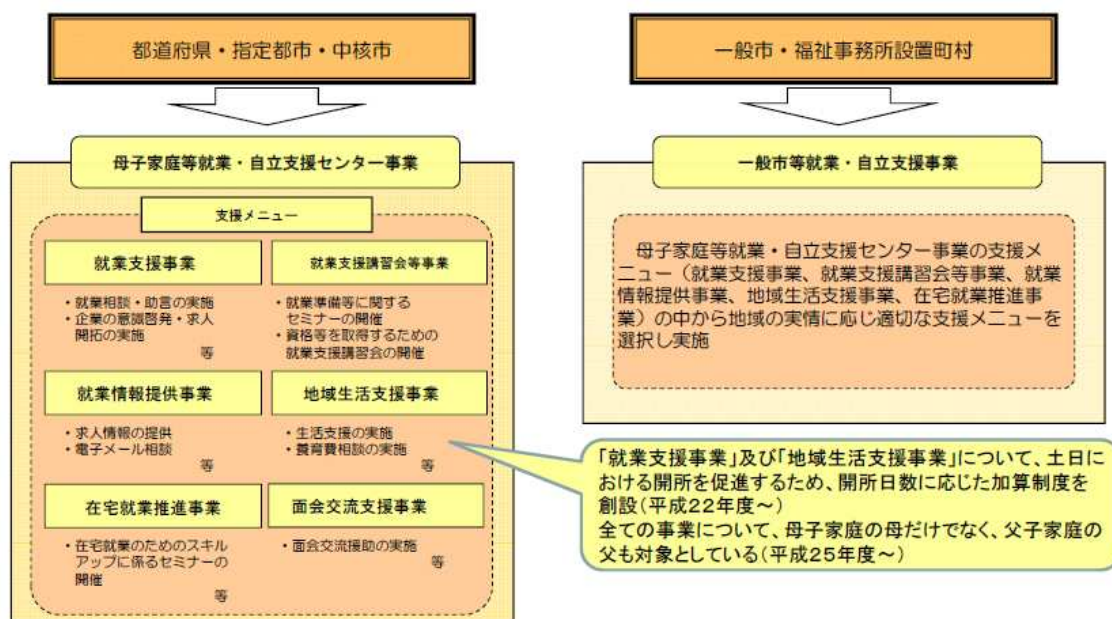
(出所：市より提供を受けた資料を基に監査人が作成)

(4) 母子家庭等自立支援事業 (予算現額 629,000 円、決算額 628,560 円)

事業内容

母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する厚生労働省管轄の事業である。

当該事業の概要は次のとおりである。



(出所：厚生労働省 HP 「母子家庭等関係 ひとり親家庭の支援について」より抜粋)

市では、支援メニューの中から「就業支援講習会等事業」を選択し、就職に必要な技能知識を身に付けるための講習を無料で開講している (平成 27 年度はパソコン講習を開講)。

目標及び実績

市が設定している、母子家庭等自立支援事業における過去 3 年間の成果指標は次のとおりである。

		指標名	平成25年度	平成26年度	平成27年度
成果 指標	延受講者数 (者)	年度目標値	50	50	50
		実績値	50	52	48
	年度別達成度	100.0%	104.0%	96.0%	
	研修講座修了者数 (者)	年度目標値	40	50	50
		実績値	46	41	42
		年度別達成度	115.0%	82.0%	84.0%

(出所：事務事業チェックシートを基に監査人が作成)

(5) 高等職業訓練促進給付金等事業 (予算現額 16,171,000 円、決算額 14,554,500 円)

事業内容

母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間ついて給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とした厚生労働省管轄の事業である。

目標及び実績

市が設定している、高等職業訓練促進給付金等事業における過去 3 年間の活動指標及び成果指標は次のとおりである。

指標名		平成25年度	平成26年度	平成27年度	
活動指標	給付件数 (件)	年度目標値	30	20	20
		実績値	29	19	15
		年度別達成度	96.7%	95.0%	75.0%
成果指標	自立した人数 (高等職業訓練給付金により資格習得後就職した人)	年度目標値	17	9	5
		実績値	16	8	3
		年度別達成度	94.1%	88.9%	60.0%

(出所：事務事業チェックシートを基に監査人が作成)

(6) 自立支援教育訓練給付金事業 (予算現額 246,000 円、決算額 83,011 円)

事業内容

母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組みを支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とした厚生労働省管轄の事業である。

目標及び実績

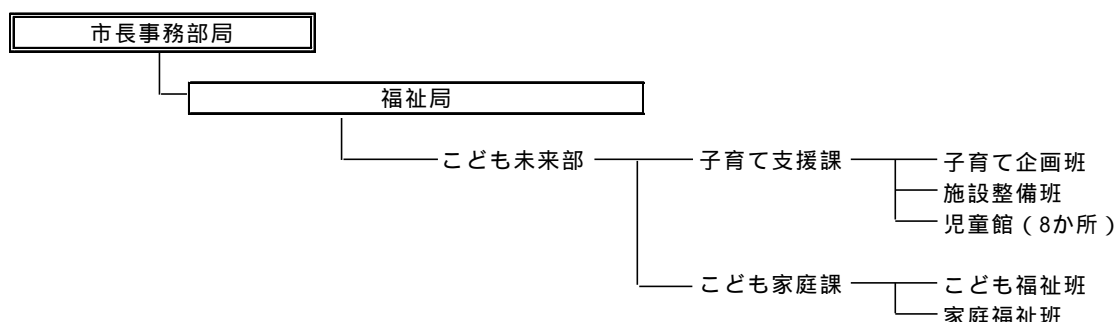
市が設定している、自立支援教育訓練給付金事業における過去 3 年間の活動指標は次のとおりである。

指標名		平成25年度	平成26年度	平成27年度	
活動指標	給付件数 (件)	年度目標値	3	3	5
		実績値	1	4	2
		年度別達成度	33.3%	133.3%	40.0%

(出所：事務事業チェックシートを基に監査人が作成)

2. 組織体制

子育て支援課及びこども家庭課の組織図は次のとおりである。



(出所：市機構図を基に監査人が作成)

3. 財務状況

子育て支援課及びこども家庭課の1.主要施策等に記載した事業に係る過去3年間の予算(注1)及び決算の状況は次のとおりである。

(1) 子育て支援課

(単位：千円)

年度		平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
目	節	予算 現額	支出 済額	翌年度 繰越額	予算 現額	支出 済額	翌年度 繰越額	予算 現額	支出 済額	翌年度 繰越額
児童福祉総務費		-	-	-	3,890	-	3,890	5,398	3,401	-
	通信運搬費	-	-	-	614	-	614	614	406	-
	業務委託料	-	-	-	1,022	-	1,022	2,530	2,359	-
	庁用器具費	-	-	-	2,254	-	2,254	2,254	636	-

(2) こども家庭課

(単位：千円)

年度		平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
目	節	予算 現額	支出 済額	翌年度 繰越額	予算 現額	支出 済額	翌年度 繰越額	予算 現額	支出 済額	翌年度 繰越額
児童福祉総務費		45,821	42,580	-	37,049	28,826	-	22,689	19,938	-
	報酬	5,184	5,184	-	5,184	5,184	-	5,256	4,672	-
	委託料	1,077	1,061	-	1,166	795	-	1,016	629	-
	負担金、補助 及び交付金	39,560	36,335	-	30,699	22,848	-	16,417	14,638	-

(注1) 予算は補正後予算を記載している。

(出所：市より提供を受けた資料を基に監査人が作成)

【2】実施手続

- ・こども未来部子育て支援課及びこども家庭課における業務や管理について担当者へのヒアリング
- ・業務の流れについての関連法令及び決裁文書等の閲覧

【3】結果及び意見

1．母子家庭等自立支援事業の講習内容について（意見）

厚生労働省（以下、国）所管の事業である母子家庭等自立支援事業の支援メニューのなかに就業支援講習会等事業がある。当該講習会での講習内容は各自治体が独自の判断で決定できることとなっている。市では平成 19 年度にパソコン講習を選定してから平成 28 年度まで、毎年パソコン講習を選定し、講習会を実施している。市はパソコン講習を継続的に選定している理由として、講座受講者からのアンケートの結果が好評なためとしている。

アンケート結果を閲覧したところ、パソコン講習に好意的な記載が多かったが、少数ながらパソコン講習以外の講習（ホームヘルパーや医療関係職種等）を希望する意見もあった。

この点、講習会の内容について、パソコン講習以外についても検討を行っているかをヒアリングしたところ、平成 18 年度以前はホームヘルパーの講習を実施していたが、パソコン講習を始めてからアンケート結果が好評であるため特に検討は行っておらず、また、講習会の選定プロセスについても、特に文書化していないとのことであった。

当該講習会は、国から補助を受ける事業に基づくもので、少なくとも講習会の内容は利用者のニーズを検討した結果に基づくべきである。この点、パソコン講習を選定した根拠をアンケート結果が好評なためとする理由は理解できるが、現状ではパソコン講習を選定したプロセス（他の講習内容を検討したこと）が残っていない状態であるため、今後は課として十分な検討を行った結果を文書等で残すことが望ましい。

2．母子家庭等自立支援事業の講習における委託業者のモニタリング体制について（意見）

市は母子家庭等自立支援事業の講習会については、前述のとおりパソコン講習を選定し実施しているが、当該講習会は全て市内の業者に委託している。パソコン講習会は3コース（初級、初級、中級）あり、各20回を実施予定としており、多少の変動はあるものの年間合計では概ね60回程度実施されている。

市の担当者へ受講者の出席状況の確認についてヒアリングしたところ、「講習実

施時に委託事業者が出席簿をつけ、各コースが修了した時点でこども家庭課の担当者へ出席簿を FAX で送信してもらっている。市の職員は各コース修了時に現場に立ち会っている。」とのことであった。

受講者の出席記録は、当該事業の有効性を測る大事な指標であり、また実施されたかどうかを市の担当者が確認する手段である。現状、市は各コース修了時に出席簿を FAX にて入手し、現場への立ち会いを行っているが、これだけでは講習会が実施されたかどうかを適時に把握することができず、モニタリングとしては不十分であるといえる。そのため、出席簿の送信回数を増やしたり、可能であれば各コース修了時以外の実施時に市の職員が立ち会う等、講習会の実施状況をより適時に把握する体制の構築が望ましい。